

第十回 参議院厚生委員會會議錄第十五号

昭和二十六年三月十九日(月曜日)午前
十時三十二分開会

本日の会議に付した事件

○社会福祉事業法案(内閣提出)

○小委員長の報告

○派遣議員の報告

○委員長(河崎ナツ君) それでは厚生
委員會を開催いたします。本日は社会
福祉事業法案を主題といたしまして、
御協議いたします。先ず厚生大臣から
提案理由の御説明をお願いいたします。
よろしくお願いいたします。

○國務大臣(黒川武雄君) 社会福祉事
業法案提出の理由について説明申し上げ
ます。

現下の社会情勢により、社会福祉事
業は、公的扶助制度の確立と、その専
門技術化の促進が強く要望せられ、先
に生活保護法の全文改正及び社会福祉
主事の設置に関する法律が制定せられ
たわけであり、而も約二百億円の
経費を要する公的扶助その他児童及び
身体障害者等の福祉に関する行政は、
今やその一層の強化を要請されつつあ
ります。その運営の合理化と能率
的組織の整備がまず、要求せられて
いるのであります。他方民間の社会福
祉事業の分野においても、刷新拡充の
必要が痛感されていることは、御承知
の通りであります。一方社会保険制
度審議会からの勧告のうちにも、社会
福祉事業を能率的科学的に運営する民
生安定所の設置が謳われ、特別法人の

制度確立により、民間社会事業に自主
性を與え、公共性を高める旨が述べら
れております。

ここに昭和十三年に制定せられた社
会事業法を廃止して、新しい社会福
祉事業の全分野における共通的基本事
項を定め、生活保護法等の既存立法と
相俟つて、社会福祉事業が公明且つ適
正に行われることを確保し、以て、社
会福祉の増進に貢献したいと存するわ
けであります。これが本法案を提出し
た理由であります。

以下、本法案の内容について、その
要点を概略説明申し上げます。第一に、
社会福祉事業を分けて第一種事業及び
第二種事業とし、そのおのづかに
て、その事業内容を具体的に定義いた
しております。なお更生緊急保護法に
基く事業及び一定の基準に達しないも
のは、この法の対象から除外してあり
ます。第二に、社会福祉事業の経営主
体の規定であります。第一種事業は、
国、地方公共団体又は社会福祉法人
が経営することを原則といたしました
が、宗教法人その他個人で以てても、
可を受ければ、経営することができ
る途を開いてあります。第三に、事業
の準則を定め、国、地方公共団体、
社会福祉法人その他社会福祉事業を
営む者のそれらの責任を明確なら
しめ、公私の関係を確立する準則を定
めたわけであり、第四に、中央
に社会福祉事業に関する重要事項を調
査審議するため、社会福祉審議会を設
けることがあります。

第五に、福祉に関する事務所の規定
を設け、都道府県及び市は、福祉に關
する地区を定め、その地区ごとに、生
活保護法、児童福祉法及び身体障害者
福祉法に定める援護、育成又は更生の
措置に関する事務を掌るものとするも
のであります。地方行政調査委員會議
の勧告を尊重して、町村及び一部事務
組合も福祉に関する事務所を設置す
ることができるようになされております。

第六に、社会福祉主事に關する規
定を設け、社会福祉主事に關する法律
を吸収いたしました。第七に指導監督
及び訓練の規定を設け、行政の効果を
遂行を企図いたしました。第八に、社
会福祉法人の制度を創設し、その組織
及び運営について一定の基準を定め、
災害時における緊急復旧に際しては、
公の支配に關する社会福祉法人に対
しては、補助の途を講じ得るよう規定
してあります。第九に、社会福祉事業
の経営と寄附金募集の規定を設けてこ
れが適正に行われるようにいたしまし
た。第十に、共同募金及び社会福祉協
議会の組織及び運営について規定し、
共同募金会と、その区域内の公私社会
福祉事業関係者の協力による社会福祉
協議会との密接な連絡により、社会福
祉事業の組織的活動を図ることとした
しました。第十一に、従来の各種の課
税除外に加えて、新たに登録税の課税
除外の規定を設けようとするものであ
ります。

以上、法案の要点について、御説明
申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の
申上げましたこと、希望いた
します。

○山下義信君 社会局長から具体的
御説明があると存じますが、その前に
本案の大概につきまして、大臣も急
ぎのようでごさいますし、私も所用が
ございまして、急ぐかたがございま
すので、この機会に一、二簡単に伺
いことがあるのでございしますが、質
疑をお許しを願いたいと存じます。よ
ろしくお願いします。

○國務大臣(黒川武雄君) どうぞ。
○山下義信君 只今御提案になりま
した社会福祉事業法案は、私も久し
く待望いたしておりました法案でござ
いまして、黒川厚生大臣御盡力の下
に、この法案が本國會に間に合いま
して、ここに提案を見ましたことは、
非常に欣快に存するところでござい
ます。本員は同僚諸君の御厚情の下に、
過日渡米の機会を得まして頂きまし
たのでございしますが、出発前かいら
まして、この法案に多大の関心を持
ちます故を以て、予定の半ばを割き
まして、急遽帰朝いたしました次第で
ございしますが、幸いにこの法案の提案理
由を承る当初から委員會に出席する
ことを得まして、誠にこれ又欣快に存
するところでございします。附屬の参考
資料のうちにも政府が指摘しておい
ておりますように、この法案の因縁に
つきましては、当參議院が多大の關係
を持つておりますのでございまして、
而もこの法案が當參議院に先議として
提案せられましたことは、彼此勘案

いたしまして、誠に結構に存する次第
でございします。詳細なことは又審議の
過程におきまして申さして頂きたい
と存じます。要するところ、いろ
いろな各界の要望がここに注がれま
して、この法案が生れて参りました。
ただに當參議院の希望いたします事
項のみならず、或いは社会保障制度審
議会の勧告でありますとか、或いは関
係方面の示唆でありますとか、或いは
民間の諸団体の意見でありますとか、
そういうようなものが種々ございま
して、それをお取入れに相成つてお
る。言換えますと、私はこの法案
を拜見いたしました、そして、いろいろ
なることを考へて見ますという、人
工受精というのをいたしました。丁
度人工受精のようなもので、いろ
いろなる人の精液が集まつて、そう
して母体に授けられる。それを受けて
生んでらした、こういうような感
があるのです。大変上手に生んで下
さつて、いろ／＼な精液が混つてい
るわけでございます。従つてでき上
つた法案が多量混血兒のような形
がある。併しながら混血兒でありま
しても、生れた以上は、これは取上
げて育てにやならん。この法案に
明に陽の目を見せ、健全にこの法
案を遂行、発展せしめることも、こ
れ又一つのウェルフェアである。こ
れは考へるべきであります。と
いふこともよくございします。御苦
心のほどは感謝いたします。従来
とも近來の厚生

省は、こういう法案につきまして、よいものが最近よくできます。例えば生活保護法でありますとか、その他種々の社会福祉関係の立法ができてきて、私は非常にその努力を認めている一人でございます。殊に大臣のお目の前でございまして、最近の社会局スタッフが、身体障害者生活保護法、又今回の社会福祉事業法等々の立法に、大いに貢献いたしましたる努力に對しましては、私は賞讃の辭を惜しまないものであります。そこで前掲はこのぐらいでございまして、この法案を出しになる、これが公私の社会福祉事業のいわば基本法、基本という字はおとりになつたけれども、これはそういう性格を持つてゐる。にもかくもこの法案は朝野待望いたしておる、斯界が待望いたしておる法案でありまして、非常に大きな影響を私は持つ、又持たなければならんと考へるのであります。さてこの法案が通過した後、この法律を提げて、我が国の社会福祉事業の上に如何なることをなさんとするか、これはこの法律の大半を、伺いますと、いろ／＼な事務規定がある、その中に大方針に關係のあるようなところも二、三あります。政策といへば政策とも言える。併しなから表面的にこれを見ますれば、我が国の社会福祉事業に對するいろ／＼の處理の規定である。併しなから處理の規定のこの法律の使いかた如何によつては政策となる。そこで今の内閣がこの法律をお持ちになりまして、御活用になりましてなされる、或いは又他の内閣がこの法律を活用いたしまして、どういふふうにやるかということになると、そこに政策というものが現われて

参ります。そこで私は厚生行政に一段と近來御努力を願つて、だん／＼と治績を挙げて下されてゐる黒川厚生大臣が、我が国の社会福祉事業の上にどういふ政策を持つておいでになるか、又どういふ政策を以て我が国の社会福祉事業の上に臨もうとなさつておいでになるか、その政策の御抱負についてこの際承つて置きますことも、この法案の審議の上に無駄ではないと考へるのであります。それはこの政策に關連いたしまして、十分政策の上に應用し得られます、又應用しなくてはならないと思はれる法律の案文が、この法案の中に先刻述べましたように数カ所散見せられるからでございす。例へて申し上げますと、私の質疑は漠としたしておきますから、漠然たる答へになりまして困りますので、一、二具体的に申し上げます。と、言うまでもなく近代社会福祉事業の性格をいたしましては、国家社会の責任性が強調されておることは申すまでもございせん。昔日の慈善事業或いは民間の福祉事業、或いは政府の恩恵事業的な性格のものでないことは言うまでもございせんから、従いまして、かくのごとき公共性が強まつて参りました近代福祉事業をいたしましては、それが公的であらうと、私的であらうと、その性格が共通いたしておる以上は、政府といたしまして決して放任すべきものではない。言うまでもなく自分の所管の中には公的福祉事業がある。民間福祉事業といへども、今申上げたがごとき公共性が要請せられておる立場から言いますれば、政府がそれに対しての一定の指導方針、政策がなくてはならん次第であ

ると考へられます。そこで国の責任としての社会福祉事業を將來どういふふうに行つて行こうとするか、又同様にこの公共企業体が担つておるところの責任がございまして、地方公共団体の担つておる責任がある。その地方公共団体のこの責任はただ地方公共団体のなすがままに任すのであるか、これは地方の自治であるからいつて、なすがままに任すのであるか、国が相當のそれに対して一面には奨励すると同時に、一面には大いに指導、監督、助長をするのであるかどうか、国と、即ち中央と地方公共団体の關係等についてどういふふうに行つておいでになりますか、或いは民間のこの福祉事業を發展助長させますためには、この法律をどういふふうに御活用相成るか、即ち国、或いは地方公共団体との間の密着性をどういふふうに強調なさいますか。或いは密着性は否定して、民間社会福祉事業を民間人の自由にかかはる放任するお考えでありますか。又現在の社会福祉の各種の施設、一万余に近いたる各種の官民の公私の施設の内容の向上等については、どういふふうにお考えになつておられますか。この法律の主眼をいたしましては、一つといたしましては、民間社会事業につきましては政府のなすべき、或いは地方公共団体のなすべき責任を委託、委任の經營で、なお民間社会事業の職務を御使用なさうとしておいでになるのであります。が、従来の欠陥等に対しまして、国或いは地方公共団体の責任を明確にする、即ちその責任を民間福祉事業に背負わして、民間の責任において、民間の負担において、政府が不十分の費を以て

その役務を購わんとするがごとき不明朗なる、そういうやりかたに對しては、どういふふうに行つて改めるお考えをお持ちになるかという点等につきまして、概括的に政府がお考えになります。我が国社会福祉事業の將來へのプログラム、政策というもののつきましてのお考えを、この際承つて置きたいと思つてございまして。

○國務大臣(黒川武雄君) お答えいたします。この法案を特に参議院に付託先議をお願いいたしましたことは、只今山下委員が仰せられた通りであります。私どもは一日も早く慎重に審議して頂いて、可決せられんことを希望するのであります。が、只今の御質問の社会福祉の事業について、どういふふうな政府は考へて持つておるかということをお質問でございまして、国又は地方公共団体は十分の責任を持つて、この社会福祉の事業を行つべきであると思つておられます。從來ややもすれば、社会事業という美名の下に、実は社会事業でなくて、經營者の救済事業見たいな点もかなり多かつたように思ひますので、この点は社会福祉の大事な仕事を適正に、そうして公明に正大に実施して行かねばならんという根本的の考へを持つております。つきましては、その地方公共団体、国又は地方公共団体といたしまして、この社会福祉法人の行いますところの社会福祉の事業につきましては、十分に監督し、それを指導しなくちゃならんと思つております。

○山下義信君 只今の御答弁では、なお私のお尋ねいたしました点も明確でないでございまして、例えば民間社会事業の發達助成の上に最も問題にな

ると思ひますことは、政府或いは地方公共団体が、当然自分の責任においてなすべき福祉の仕事、民間社会事業に、福祉事業に委託いたしておる点でございまして。これは自他ともに認めております今日の現状でございまして、これが一面から申しますと、我が国の社会福祉事業の私は解決の根本中心であらうと思ひます。こういう状態のこの現状が、一面においては国家社会の公共性を強調しながら、国も地方公共団体もみずからの努力によつて、みずからの責任によつて福祉の実を挙げべき、その責任を回避し、又民間社会事業家はみずから口にしたところの自主性、特徴性というものを放棄いたしまして、積極性を失うて、ただ政府の補助金によりまして、この經營をイージーにやつて行く、又みずからもそれによつて衣食を求めるといふ非常に消極、退屈的な姿にあります。ところが、一面においては公的福祉事業の發達と言いますか、その責任を曖昧にし、回避する姿に相成り、一面には民間の社会事業の特徴というものが、いつの間にかなくなりまして、そうしてただ徒らに政府の請負い仕事を以てかれこれの日を送つておるといふやうな状態に相成つておる。ところが、両方が何と申しますか、その結合の状態が非常に不明瞭な不満足な状態になつておる。ところが、今日の私は我が国の社会福祉事業の現状の欠点とするところであらうと思つております。従いまして若し民間の社会事業を發達せしむるといふならば、この法案が示しに相成りましたように、第一種、第二種と折角区別なされましたこの新たな試みと言ひ

ますか、この区分というもののうちに含まれた意義もさうなお考えがあつての上であらうと思ふのであつて、主として第一種というものは、即ち国、地方公共団体が委託し得べき事業を御区分に相成つた。然らばこれらの委託せられたそのことが国、地方公共団体の責任においてなすべきその十分なる程度の委託でなければならぬ。その十分と同じような成果を民間社会事業が挙げなければならぬのでありまして、同時に又それらの政府の或いは地方公共団体の委託を受けざるこゝろの純民間社会事業というものが、或いは第二種の方向と申しますか、新たな分野の方向に發展して参らなければならぬのでございまして、それらの点につきまして、政府はどういうお考をお持ちになりますか。従来のごとき極めて経営に困難な、即ち経営費を十分にカバーすることもできないような僅少な事務費であるとか、事業費であるという程度を以てこれを支給いたして、みずから法律に規定いたしました、各種の社会福祉立法に規定いたしました地方公共団体の責任を、かような不十分な費用で民間の社会事業に委託するといふような程度で以てこのままにやつて行かうというお考えでありますか。この民間社会事業というものを相手どつての政府のお考えは、そういう点はどう考へておられるかという点も明確に承りたい点でござい

て、その責任を転嫁するといふようなことなく、十分に国及び地方公共団体の責任を持つべきものであると思ひます。なお同時にその民間社会事業家に對して十分その自主性を尊重すべきであると思ひます。○山下義信君 大臣との質疑応答は大綱にとどめて置きます。不満足なことは又事務当局或いは他の機会に承ねることにいたしたいと存じますが、私はこの公私共に社会福祉事業に對し、御政策の上で、重大な問題は人の問題ではないかと考へるのであります。如何に法律や制度の構想がござい

いと思ひます。且つ又養成のみではございせん。これらの事業に従事いたしますものの処遇の問題、或いはこれは国の社会福祉に従事いたしますものは、公務員としてのいふ／＼な保障制度もございまいし、併しながら民間の福祉事業に従事いたしますもの等に對し、何らかの福利或いは保障といふような問題につきましても、政府として考へたさなければならぬと思ひます。○山下義信君 お答えは速記録に残しますから、不十分でありますれば、又改めて伺ひますが、お急ぎのようございしますから、今一つ承つて置きます。これも人の問題に關連いたしましたが、民生委員をどうなさるお考えでございまいしうか、この機会に大臣のお考えを承りたいと思ひます。これは法的に申しまして、いわゆる民生委員法というものの必要がなくなつたと申しますか、改正する必要があるものでありまして、この民生委員法というものをどういふふうにお扱いになりますか。この附則にそれもありませんし、お考えをこの際聞いて置きたいと思ひます。○山下義信君 同時に先般の社会事業法なり、又は本法等によりまして、ああいうふうな民生委員というものが改まりました以上は、殊にこの法案の実施によりまして、更にそれが明確に相成ります以上は、すでに民生委員というものを、公務員の性格を持たして扱ひますことも必要でござい

ますので、あれは一体どういふふうになつておりましたか、前には次官通牒で、民生委員は地方議員を兼ねることができないように次官通牒を出しておいでになりましたが、これはもうお取りやめになりましたのであります。○山下義信君 又来月地方選挙のことに臨んでおるのであります。私の考へでは民生委員が地方議員を兼ねて一向差支えないと私は思ふのであります。この地方議員を兼ねることができないといふ問題はどうかでございまいしうか。今日改めて明確にいたして置くほうが自他共によいのではないかと考へておりますので、この際承つて置きます。なお最後に、この法律案を見まして、私が思ひますのは、一番法律と、何と申しますか、關係が深いように思われる、又どういふふうになるのであらうかと氣がつかれることも大臣から承りたいと思ふのですが、日本赤十字社との關係は、この法律ではどうお扱いになるお考えでありますか。これも資料を見まして、資料にありませんので、日本赤十字社が、最近社会福祉事業をやつておりますことは御承知の通りであります。やはりこの法律を施行いたすということになりますれば、当然この法律でカバーせられることは申すまでもござい

ません。黙つておいでになれば、私はその通りに解釈いたしますが、日本赤十字社の社会福祉事業がこの法律の適用を受けずか、受けませんか、この点も明確に願ひたいと思ふのであります。これは国の政策とも關連いたしますので、特に大臣から御答弁を求めらる次第であります。○國務大臣(黒川武雄君) 民生委員につきましては、その存続は私は従来の社会奉仕の精神に基づくところの、本来の民生委員の姿で存続すべきものであると思ひます。民生委員法につきましては、只今改正につき検討中でございます。次に、赤十字社の關係は、これ

を行いまする人につきましても、役員に対する制限をいろいろと第三節の管理のところで設けたのでございます。又新たに役員の中に評議員会でありまるとか、或いは監事の制度でありますとかいいたような、従事民法の規定といたしまして不十分でありました点を、これに加えることにいたしました。その他群小の社会福祉事業に關しまする法人が濫立いたしております状況に鑑みまして、これらが合併をいたしまして、更に鞏固になりますること、並びに無駄な費用を省きますこと、これらを考慮いたしまして、合併の規定を法律の中に設けたのでございます。なお一般的な監督規定を設けますほか、社会福祉法人が収益事業をやりました場合に、その収益事業が非常に弊害をもたらす虞れが多分にございしますので、収益事業に関する規定を明細に設けて、不当な収益事業をいたした場合におきます収益事業の停止がいたされるようにいたしてあるのでございます。

第七章は、社会福祉事業といたしまして、施設を持ちまして事業をいたしますものの施設に関する規定と、施設なくして行います社会福祉事業に關しますもののその事業の運営につきまとしての規定を設けまして、第五十七條におきましては、市町村か或いは社会福祉法人が施設を設置します場合には、第一種社会福祉事業に關しますものにつきましては、届出を以てこれをなし得ることになしまして、その他のものがいたします場合につきましては、第五十七條の第二項で許可を受けなければならないということにいたしまして、その許可の申請

に際しまして、第四項にありまするような条件がございまして、これらの条件によりまして嚴重なる審査をいたしたる上で、他のものがやります場合にございましては、その後不正のことが起らないようにいたすことを確保いたしました次第でございまして。なお第七章程社会福祉事業についてはすべて届出を以てこれができるようにいたしたわけでございまして。なお社会福祉事業の内容につきまして、その施設の最低基準でありまして、専任の管理者の問題でありまして、それから社会福祉事業に對しますところの調査、改善命令といったような点につきまして、以下の各條件に規定がいたしてございまして。

第八章は、共同募金と社会福祉協議会の規定でございまして。共同募金と社会福祉協議会を立法化したとしましては、特にこの委員会におきましてこの非常な強い御要望でございまして、これを立法化したとしましてございましては、種々苦慮いたした次第でございまして。なおここでよくと申上げて置きますが、お手許に正誤表を差上げてございまして、正式の正誤表はあとで印刷して出て来ると思ひますけれども、何か印刷のほうで都合が悪くて間に合いかねるようでございますから、一応正誤表として置きます。第七十二條の第一項、「にかかわらず」という下に「」が落ちておりますのと、それから第四項の「共同募金」という字が「共同募集金」になつておりますし、それから七十五條、七十六條にも「共同募金」という字が「共同募集」という字になつておりますから、お直しをお願いしたいと思います。共同募金と社

会福祉協議会につきましては、これらのものの社会福祉事業におきまして、この現在の主要なる財源は、共同募金とその主要な財源になつております関係から、共同募金というものが特定の人の支配に入つたり、或いはその共同募金そのものが社会事業に對しまする不当な支配を防止することが必要でありますと共に、共同募金の自主性を、各地方公共団体或いはその他の官公庁におきまして、自主性を阻害するような行為をいたし、する虞れがございまして、これらの弊害がございまして、防止いたしますと同時に、各地域におきまして、又地域社会の組織化、この二つの目的を達しますために、地域的な、下から盛上るところの社会福祉に關する組織が必要であると考えまして、この組織に關して社会福祉協議会の規定を設け、この社会福祉協議会と共同募金と関連いたしまして、この両者が表となり、裏となりまして、どちらも社会事業を支配せずして、社会事業が適正に行われることを助けるようにして行きたいと考えまして、種々の規定を設けたわけであります。社会福祉協議会につきましては、第七十四條一カ條を設けまして、社会福祉事業の目的と、それから事業目的から、その地域におけるところの社会事業の経営者を大体網羅することが必要であること、それからなおこれに對しまして、関係行政庁がこれを支配することがないようにすると同時に、又これが適正な事業を行うことが必要な規定を設けまして、第七十四條でそれらの点を十分明らかにいたすように努力した次第でございまして。なおこの共同募金

との關係につきましても、第七十三條におきまして、社会福祉協議会が存在しないところでは共同募金ができないう形をとらしまして、そして共同募金が社会福祉事業の財政の主たる源泉であるということによりまして、社会事業全体に對して不当な支配をすることを防止する点を考慮いたした次第でございまして。第七十三條の規定は主としてそれらの点を考慮いたしたわけでございまして。なお共同募金につきましても、その共同募金そのものの原則ともいへば各種の事項を盛りまして、例えば共同募金の計画の公告及び届出、それから共同募金の性格といふ基礎とすること。その配分につきましては、社会福祉事業のみに配分をする。そしてこれに對しまして地方公共団体が不當なる干渉をすることがないようにすること、又共同募金の結果の公告及び届出の規定、これらを設けまして、共同募金が本来の趣旨から逸脱することのないように規定をいたした次第でございまして。

第九章は、主として罰則でございまして。最後にこれは実施命令の二カ條が別に設けてあるだけでございまして、主として罰則でございまして。最後の附則でございまして、この法律の施行は大体におきまして六月一日から施行するようになつたといふことと考へております。社会福祉主事の規定につきましても、現在の社会福祉主事設置の規定によりまして、今年の四月一日から町村全部に社会福祉主事を置かなければならぬといふことになつておりますので、この法律の案によりまして、町村におきましては、

将来福祉に關する事務所を設けます町村のみ社会福祉主事を置くようにさせることにいたしますことと考へたいと考へております。これに伴ひまして、社会事業法と社会福祉主事設置に關する法律とを廃止することにいたします。それから経過規定でございまして、社会福祉法人についての規定がありまして、それからここで洩れておりますものは、生活保護法と身体障害者福祉法と、児童福祉法との改正でございまして。この法律が施行されました仕事が大体福祉に關する事務所によつてこれをやることになりましますので、これに伴ひまして、その福祉に關する事務所の設置主体がそれらの仕事を主としてやるように相成るわけでございまして。それらの点につきまして、生活保護法なり、身体障害者福祉法、児童福祉法の改正を行ななければならぬのであります。が、各種の準備ができておらない関係から、別途、別法律といたしまして提出いたすようにいたしたいと考へて目下準備を進めておるのでございまして。なお児童福祉法等につきましては、この法律に伴うもの以外のものも改正をいたす予定もあるものでございまして、それらにつきましては、別途法案が提出されることになつてございまして。登録

らもすぐ入つて、四年乃至五年で、養成機関を高等学校から行くのと二本建にして、結局は両方とも看護婦、ただ養成機関が二本建というふうにしたいと思ひましたけれども、そういういろいろな困難な事情もございまして、中学から二年で実務を経て最終の学科に編入できるということならばというので、私も妥協いたしましたして、こういう案になりましたが、この准看護婦がいいか、或いは看護婦助手がいいか、或

いは臨床看護婦にするかというふうな、いろ／＼な御意見が出たのでございませうけれども、結局看護婦ということに一番御賛成が多くて、こういうことになったのでございませう。それで養成機関の点については相当むずかしいかと思ひますけれども、日本の実情を十分に話して、是非ともこの点は納得してもらわなければならぬ、こう考へてそれで「医療法第四條に定める各科を有する病院には、病床数にかかわらずこれを設置することができるとすること。」といたしまして、二以上の病院又は診療所を合して医療法第四條に定める各科の病床を有するときは、これを利用してこれを設置することができるとすること。と。」「都道府県又は都道府県医師会等は夜間又は時間制のものを設置することができるとすること。」と。」「この二つは、これと現れておるわけでございます。

○委員長(河崎ナツ君) ほかに御質問如何ですか……。

○有馬英二君 大体において先般来小委員会でも数回に亘つて、又合同委員会を開いて討議或いは勘案いたしました通り、大体この案法制局試案、この一のこととは殆んど見てもわかりませんけれども、この要項に收められておるものが、即ちここに法制化されておるものと私は解しまして、これに賛成の意を表します。大体ここで皆さんの御承認を得らるるならば、直ちにその手續を願ひたいと思ひます。

○委員長(河崎ナツ君) 有馬委員のお言葉もございませうが、御提案のような御趣旨に皆様がたの御異議はございませんでしようか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

○委員長(河崎ナツ君) 一応これを御承認頂けましたものといたしまして、次の手續に入りましてよろしくございませうか。

合が五四・五％ぐらいにしか過ぎない。但し今年度末までには七五％になる見込であるというようにことを言っておられました。ここで県当局の保険課の人から、非常に熱心に当局が特別な誠意を以て保険を遂行するにおいては、なか／＼いい成績を挙げることができるとあるというように報告がありました。この点は他の県よりもこの県の保険経済におけるところの方面の努力が、いさゝか優つておるといふように思われたようなわけでありました。ただ県当局の意見といたしましては、保険課長以下保険課員は地方事務官の身分を持つておる、ところが職務に關しては知事の指揮監督を受けるというようになことで、身分については知事は何らの権限も持つていない、而も俸給は県吏員よりも非常に低い、約五号俸も低いというように、民生部長及び保険課長の希望としましては、是非ともこれを県吏員に身分を切り替えられたい、そのほうが仕事も都合がいいし、それから待遇も非常によくなるというように、その方面の要望が非常に切なるものがあつたやうであります。それからなお県当局の要望といたしましては、結核については結核病床の増加ということが、御承知のように、今年から非常に厚生省がこれについて意気込んで大々的に今度はやられるということがあるが、どうも国庫補助が非常に少い、これくらい国庫補助では到底我々が望んでおるところの増設がむずかしい、厚生省は国庫補助をもつ／＼殖やして、そうして十分に国費で結核病床の増設を図つてもらいたい、こういうようなことを言つておりました。従いまして県

当局から言いますと、今回の即ち二十六年以後の結核対策、厚生省の結核対策といふことについては、なかなか未梢における実施が非常に困難であるといふことを県当局は申しておるわけでありました。私も国立屋形原病院、屋形原結核療養所を参観いたしました。それから社会保険協会経営の仲原診療所という診療所を視察をいたして来ました。屋形原病院は非常に古い建設でありまして、これはたしか大正十四年頃の建設であつたかと思ひます。現在二百三病牀しかないのですが、非常に古くて、もう改築しなければならぬやうな域に達しておるやうな病院であります。医師がたつた二名しかいない、それから看護婦も非常に少ないやうであります、これも非常に困難を感じておるやうであります。それから社会保険協会の経営しておる仲原診療所という所を見て参りましたが、これはもと産業復興公団が復興金融公庫の融資を受けまして、県内二病院八診療所の一つとして、この診療所が起つたものであるのだやうであります。ところが公団が解散いたしますと、県の社会保険協会がこの経営を委託されて、県費五百五十万円で修築されたのであります。然るところ公団の資金が凍結せられてゐるので、大蔵省はそれを復金の償還費に充てるというやうなつもりであるらしい。それで幾ら交渉をしても、この金を大蔵省が凍結しておつて解除してくれない。それがために地元としてはどうしてもこの診療所を完備できない、建物はできておるのでありますが、内容が全く充実されておらないのであります。こういう

ことからして、是非とも速かに凍結の資金を解除してもらつて、そうして県の充實費六百万円と、それから未払金が六百六十万あるやうであります。両方合せて一千二百六十万円の資金を以て直ちに二病院と八診療所の完備をしたいといふことを非常に要望されておりました。これは誠に私どもも同情に値するものであります。これにつきましては、自由党の政調会長など中に入られて奔走されてゐるんだやうであります、今日まだ解決されておらないといふことで、これは私ども厚生省にも、大蔵省にも十分了解を得まして、速かにこの資金の凍結を解除されて、正しい運行に導くやうにしなければならぬかと思つた次第であります。

それから次は長崎県であります、長崎県は結核死亡が相当の数であつたのであります、昭和二十二年に死亡数が三千八十四人、人口一万二〇・三であります。それから昭和二十三年には二千八百二十八人、一万二・一八・一、それから昭和二十四年にはやほり一七・一、二十五年には九・四といふやうに、死亡率が年々急速に減りつつあるやうであります。集団検診、それからツベルクリンの実施、BCGの接種といふものも次第に県民の理解ある協力によりまして進んでおるやうであります。ただこの県は、御承知のように、島が非常にたくさんある、そういうところへこの検診或いはBCGの接種といふものを行ふことが非常に困難である。出張費が非常にかかるというやうなことから、他の県から比べると、そういうやうな方面の実施に極めて困難を伴うものがある

といふことを県当局は言つております。その点は土地の事情上非常に同情に値するところがある。併しながら県当局の多大の努力によりまして、今日かくのごとく死亡率が減少したといふことは、これは誠に注目し得るところがあると思ひます。この県は他の県から比べますといふと、国立の療養所といふものが一つもないのであります。このことは非常に結核対策上県が遅れてゐるやうなことをつく／＼感じましたやうなわけでありまして、それがために県当局の要望として、それがたいに思ひ切つて補助する、そうしてこの方面にもつと施設を増してもらいたいといふことを言つておりました。それから長崎県の保険の状態、これは一々の数字は省略いたします。他県に比して保険の利用件数が非常に多い、それがために支給総額が相当多い、これは趣旨の普及が徹底してゐると、それから炭鉱地帯における事業主の経営する医局が多い、そういうために起つておるやうである。一件当り点数がむしろ下廻つておるやうな状態である。なお最近の健康保険財政の危機に對しましては、主として左記の対策を樹立して給付の適正を期してゐるやうなことであります。即ち保険医の指導については医師会、基金事務所との共催によりまして、地区別に指導講習会を開催するほか、毎月一回保険医指定前の医師に對して講習会を開催いたしておる。なお不当請求といふやうな点についても増加の傾向にあるけれども、今日においては、だん／＼その方面の理解が進んで来て、不正請求の件数がだん／＼減りつつあるといふやうなことであります。それから国民健康

保険のほうの現況は、市町村数は百六十ありますが、そのうち六十六が行なつておる。でありますからして、割合に実施数がこの県はいいと言つても差支えない。直営の診療所を設置しておる市町村が四十一であるやうであります。それから私どもは長崎市立病院、それから市立稻佐養老院、それから聖フランシスコ病院、これはカトリックの病院であります。それから養護施設としての向陽療、看護院の開成学園、それから大学病院といふやうなところを視察をして参りました。そのうち長崎市立病院といふのは、もと伝染病院であつたのを半分だけ結核病棟に当てて結核患者を收容しております。大体において施設は如何にも長崎県は不完全であるといふ感を抱かせるのであります。ただ外国人の経営してゐる聖フランシスコ病院、これはカトリックの病院であります、病床はたつた七十しかありませんが、非常に清潔な整頓された病院であるといふことを見て参りました。

次は、熊本県であります、この県も結核死亡率から言つて漸次減少の一途を辿つておるやうであります。終戦の當時は人口一万二・一五七であつたのが、二十五年には一・三・三三に低下してゐる。でありますから、全国各府県と比較いたしますと、非常に低い、約三十五位であります。から、尻のほうから勘定するのが早いほうであります。言葉換へて見ますと、いふと、結核の蔓延状況は他の府県から比べると少いといふことが言えるやうであります。どういふわけであつたのかとく一時低下を來したかといふことにつきましては、県当局はつきり

した解釈はできかねておるようであり
ますが、一般の結核予防に対する理解
ということ、県当局の機まざる努力
によるものであらうと私どもは見参
つたようなわけであり参ります。それ
この県もやはり結核病床の増設につ
ては国庫の補助がどうしても足りない、も
つと大幅に国庫補助を要望するとい
うに言われてお参ります。それから
立療養所の再春荘というものが、これ
七百名以上も収容しておる非常に大
い国立療養所であり参ります。これも
ゆるる軍事保護院の遺物として、あの
時の傷痍軍人療養所が今国立になつた
のでありますが、患者が非常にたくさ
ん入つておるのでありますけれども、
医者が非常に少い。例えば医者は二
二名の定員のうち十六名しか入つて
ない、それから看護婦も定員が百三
二名に対して欠員が二十八名もある
というふうなことであります。又雑役婦
が足りない。それから病院が非常に古
くなつて腐朽しておる。このほか
いろいろな施設に甚だ不完全なところ
が多いのであります。例えば排水が非
に不完全であつて、水が廊下の横の
にもうたくさん池をなしておるとい
うような状態であつて、誠に不潔極
まるものである、こういう点はもつと厚生
方面が改善整備されなければならん
というように私どもは見参りました。
なお視察して来たところでは国立療
養所と菊池療養所を見参りました。
後学園、それからカトリックの経営
の療養所も視察をして参りました。詳
しいことはなお一応ここで申し上げま
すと余り時間がかかり参りますから、速記の
ほうにこれを適して記録をしてもら

うと考えてお参ります。
社会保険のほうは、昨年四月から本
年一月までに一億二千七百二十七万幾
らの給付状態であり参ります。又診療費の
支払はやはり一億百数十万円を要して
おるようであり参ります。健康保険の直営
の病院は八代、人吉、天草等にそれぞ
れ総合病院があります。病床が二百四
十七あるようであり参ります。昨年四月か
ら本年一月までに社会保険関係の患者
二万三千人、一般患者一万三千人の診
療をしておる、経営は誠によく行つて
おるらしい、收支相償つて若干の黒字
を出しておるというふうな状態であ
ります。国民健康保険のほうでは、市町
村数が三百十であります、全体とし
ては、現在では百五十四の町村が
事業を休止しておるというふうな状態
であります。こういうふうなことも今
回の国民健康保険の改正というふうな
ことによりまして、漸次これがいいほ
うに向つて行くのではなからうかとい
うような感じを持つて参りました。た
だ県当局の要望としては、国民健康保
険に對しましては、給付費の少くとも
二割を国庫負担としてもらいたい。そ
れから結核については五割の国庫負担
をお願いしたい。なお国民健康保険の
運営については長期の貸付金の実施を
してもらいたいというふうなことを言
つてお参りました。なお大病院の保険
についての協力は他府県よりもやや良
好のようと思われ参りますが、併しまだ点
数制をとつていない。併し請求の内容
の審査は割合可能のようになつて来て
おる。これは例えば福岡ではやはり審
査が殆んどできないような内容の請求
書を出しておるというふうなことを言
つてお参りました。この点においては熊

本県は福岡県よりはやや当局の理解が
あるというふうなことであります。
以上簡単にありますが、御報告を終
ります。
○谷口三郎君 ちよつと私から希望
を申し上げたいと思つて、折角議員が
視察をいたしまして、そして貴重な
材料を持つて来たのを報告されるので
すから、こういう場合にはその関係当
局はやはり来て、よく聞いておつても
らわんと、あとで書面が出ただけでは
折角の貴重な材料が葬り去られてし
まうような気がいたしました。今
後どうぞ一つ折角の報告の場合には必
ず出て来るようにお願いいた
したいと思います。
○有馬英二君 それに関連しまして、
私からも視察の際に私が感じたこと、
並びに地方庁で要求されるようなこと
については、改めて厚生当局を呼
び出して、一つこれについて十分の意
見と、それから厚生方面の何を聞き
たいと思つて参ります。その点は一つ又後日
にお取計り願ひます。
○委員長(河崎ナツ君) 皆さん御異議
ございませんでね。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(河崎ナツ君) ではさうい
うに取扱いよういたします。一応
午前中の会議は休憩いたします。一
お又一時半から社会福祉事業法案につ
きましての御質疑を継続いたしたいと
存じます。
午後零時三十二分休憩
午後一時五十八分開会
○委員長(河崎ナツ君) 午前中に引続
きまして、厚生委員会を開きます。社会
福祉事業法案を主題にいたしまして、

大体午前中は説明を伺いましたから、こ
れから皆様がたの御質疑を御隨意にな
さつて下さいませ。
○山下義信君 大体法案の目次の順序
に従ひまして、主要な点を伺いたい
と思つてあります。総則はあと廻しに
いたしまして、この社会福祉審議会の
ことではあります、率直に申し上げま
して、各種の審議会が最近種々なる立
法の上に審議会の設置が出て来ておる
のでありますが、当初は行政の民主化
という面からいたしまして、大いに民
意を取入れるといつたような気持で、
この審議会の設置というものが一つに
は行われて参りました。同時に又一面
からは政府がいろいろ調査会や委員
会や又審議会等を持つておる、それを
一つの国家行政組織の中に入れまし
て、審議会というものの一つの行政組
織の環という形で整理して行くとい
うことが行われて参りまして、御承知
のごとく今日に至つたのであります。
ところが實際問題としては、ただ名前
だけ如何にも民主的な運営をするとい
うような名目で設けてはありますが、
實際といたしましては、多くの期待が
持たないというのが現在の非常に多数
あります。審議会の実情であるかのご
とくに見えておる、最近政府のほう
におきまして、関係方面の示唆によ
りまして、審議会の整理をするとい
うことになつておるのであります。我々
としまして、この審議会というものを
置きますといふと、置けば置くだけの
価値のある、置く必要のある、置くだ
けの重要性のある内容と言ひますか、
存在性を持たねばならんと思つて。一
応たださういふような近頃の流行であ
るから、こうしておけば、まあ民間の

人も納得するだらうというふうな、あ
り来たりの考えで置くような審議会は
なくてもいいのじやないかという気持
がするのであります。これは一つには
官僚独善の弊をできるだけ矯正いたし
まして、右申し上げましたような広く民
意を取入れようという考えかたで行く
のであります。ところで社会福祉事業
法案の上におきましては、民間の社会
事業家の連合会というふうなもの組
織が、要請に答えて本法の中に規定せ
られてあります。民間の社会事業家
の意見を聞き、民間の機関というもの
は本法実現の際には法規の上におきま
して、期待し得られるものがあるの
であります。政府内部に審議会を置かれ
る特別の必要なる理由はどこにあるか
というところを考へるのであります。と
ころが審議会の任務をどうしておるか
ということになると、誠に漠然とい
しておつて、いわゆる社会福祉の關係
ある共通事項の審議をさせるようなこ
とになつておる。それだけのことで
非常に曖昧であります。第六條にお
きましては、社会福祉の全分野にお
ける共通的基本事項その他重要な事項を調
査審議すると、こうある。これはどれ
だけの期待が持てるのか、審議会のど
れだけの活用するの、どれだけの重要視
するの、言換えれば、どういふ事項を
審議会に掲げようとするのか、午前中
の御説明にもあつたかと思ひます。
が、一つ聞いて置かねばならん。置
くならば、しつかりした審議会の権威
のあるものにしなければ、折角委員を
民間から任命しても、おざなりなこと
ではいけないと思ひますが、さうして
一面には話に先が参りますが、専門分
科会をいろいろを置けるようになって

おる。これは第十條ではつきりしてゐる。その他も必要によつて分科会も置くようになつておる。若しその他の分科会を置くとしますと、どういふものを置きますか、身体障害者専門分科会を置きますか、児童福祉専門分科会を置きますか、それ専門分科会というものは生活保護法の専門分科会に限りませんか、或いはその他の分科会は或いは総合企画分科会として、分科会といふたようなものについて身体障害者とか、児童福祉の専門家を置くか置かないか、方針をどうするか、若し置けば、言ふまでもなくそれらの身体障害者福祉法の持つてゐる身体障害者福祉審議会或いは児童福祉法の持つてゐる児童福祉審議会との調整はどうするか。私も言へば、今の審議会のありかたの傾向からいつても、若し本法において本當の社会福祉審議会というものを以て、そしてこれが本當に上からここに審議会を置いて、分科会を各種の社会福祉の分野に關するものを扱うというならば、他の児童福祉審議会や身体障害者福祉審議会をここで統合しなければならぬ。そうしなければ兩者との間の關係が「まんじゅう」である。つまり二重になる。二重にならざれば、いずれかが軽くなる。そういうことをすることは無意味である。私は考えるのでありますが、この審議会に期待しようとする、權威を持たせようとするところは、一体どこにあるかといふことを明白にいたして置かなければならぬ。ただ單に厚生大臣の諮問機関であるといふならば、行政上の職員なんか必要がない。これは關係行政の職員とは何を指すか。若し労働省

とか文部省とか或いは法務府であるとか、そういう關係のものも入るのだといふならば、それらの分科界の社会福祉のものも皆この本法の支配を受けなければならぬ。そういうものが支配せられて、厚生省所管の社会福祉だけが本法の対象になるといふならば、この關係行政の職員といふような者は、他省の職員を入れる必要はないと私は考える。それでこの關係行政の職員といふのは何を指すか、何を期待して置くかといふのを……。質問が二、三混同いたしました。要するところ社会福祉審議会といふものを置くならば、我々は多年要望するように權威のあるものにこれをなしてもらなければならぬといふ趣旨なんですから、そういう意味でこの法案審議について、この法案の内容をここで内容付けて行くという意味で御答弁をお願いしたい。

なお私は自分の質問態度につきまして申し上げたいと思つて、私はこの法案の大体においては結構だと思つておるのであります。この法案の内容を十分審議の際に立法院としてこの法案の価値をここで増して行きたい。起案者が考へてゐる以上、場合によつてはこの法案の価値付けを立法院がして行く。あなたがたが考へただけを我々が鵜呑みにするのではなくして、ここで政府と国会と兩者が協力して、この法案をより以上に価値あるものにして生み出して行きたい。こういう考えの下に質問いたしておるのでございませうから、決して揚げ足取りやそういう攻撃の意味は持つておりませんから、率直にそういう方向に御協力の意味で御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(木村忠二郎君) 答へたい

たします。只今社会保障審議会の性格につきまして御質問があつたのであります。御意見に御尤もでございます。この審議会が名目だけのものにしようとなつておることは設けた趣旨には反するという考へてあります。ここで審議する事項は、この法律とそれから他の社会事業に關する法律、これとの関連のあります部面につきまして、他の特殊な分野のときに關係のある、例えば児童福祉のみに關係があつて、一般の社会福祉と關係のない問題につきましては、それ、児童福祉なり或いは身体障害者の審議会にいたしますが、一般の社会福祉事業全般に共通いたしますような事項につきましては、例えば社会福祉、保護の問題でありますとか、或いは公共社会事業の組織の問題でありますとか、そういうつたような根本的な問題につきましては、本審議会におきまして、基本的な方針等を決定するに必要なる御意見を伺うようにいたしたいと考へておるのであります。それから申し上げますならば、児童福祉並びに身体障害者の方面に一本に統合いたしまして、そうして全体が調整がとれたような運営をいたしたいことが最も妥當であると言はれるのでありますけれども、現在児童福祉の問題なり、或いは身体障害者の福祉の問題なりが最近特に取上げられて立法化され、そしてこの運営が特別に問題になつておるので、この法案の仕事が或る程度見通しが付くようになりまして、ここに統合することよりも、統合せずに置くのが適當

であるといふような意見によりまして、暫定的な考へかたをいたしました。は、かくのごとき形態をとつたやうなわけでありませう。今後各種の審議会といふものの運営をやつて行きます上におきまして、この審議会を中心としたしまして、お互いの調整をとるやうなふりにいたして参りたいと考へております。なお専門分科会をいたしまして、生活保護の専門分科会を特に挙げましたことは、従来は生活保護法の運営につきましては基本的な方針等につきまして、適當な審議会がございませうなもので、これを各方面の要望に應じて、こゝではつきりいたしたいといふやうに考へておるのであります。その他専門分科会をいたしましては、経済法關係或いは庶民住宅の關係でありますとか、庶民金融の問題でありますとか、或いは産業事業の問題でありますとか、そういうつたやうな点の特殊な部門につきましては、分科会を設けて必要なる審議会をお願いしなければならぬといふやうに一応考へておられます。これらにつきましては、今後全体の審議会を開きまして、そしてこゝで御検討をお願いしたいといふやうに考へております。我々は差当りすぐ必要であるといふやうに考へますのは、現在問題になつております経済法關係の問題につきましては、是非ともやつて頂かなければならぬといふやうに考へております。それから勿論この審議会は、實際に社会福祉事業自体につきまして、知識なり経験なりを持つておられるかたから、その学識経験によりまして必要なる御意見を出して頂くやうにいたしたいといふやうに考へておるわけでありませうからして、關係行政庁を入れます場合

におきましては、例えば公共の社会事業におきまして各種の財源の關係、例えば大蔵省でありますとか、地方財政委員会でありませうとか、いつたやうな財源關係につきましてのかた、等にも入つて頂きまして、そしてその方面の御意見といふものもお述べ頂くといふやうにいたしたいと考へております。他の省におきましては關係のある部面、例えば文部省、労働省等は一応考へなければならぬものではないか、経済法或いは社会強化といつたやうな面と関連がございませうので、そういう意味において参加して頂くといふやうにいたしたいと考へております。これにつきましては、それらの關係分野といふものも、社会福祉事業に關する限りにおきましては、やはりこの法案の分野の中に入るのじやないかという御意見でございませうが、これは誠に御尤もであると思つておりますが、現在の状況といたしましては、一応こゝにやうな状況にあるわけであらうといふやうな状況にあるわけであらうと思つて、運営に當りましては、只今お話がございまして御趣旨に十分副うやうにいたして参りたいと思つております。

○山下義信君 わかりました。それでは一つ政府において、この社会福祉審議会を十分權威のあるやうな運営をするといふこととございませうので、一つ是非そういうふうにしてもらいたいと思ひますが、その意味で今局長の御答弁になりましたやうな方向も成るほど當分やむを得ないと思ひますが、將來は社会福祉に關する實際の唯一の審議会となつては幾ら權威を持たせて、分散したのでは幾ら權威を持たせて

ようとしたつて駄目なんです。でありますから、そういう方向へ一つ今後とも関係者との間の了解なり、御研究を願うとして、又児童福祉なり、身体障害者という特殊分野においても、やはりこの権威ある審議会の一部門になつていけるほうが強力になり得るという考へかたもあるわけです。それは今の御答弁でいいとして、私が更にこの審議会の任務として考えて頂きたいと思うことは、午前に厚生大臣に一、二の質疑をいたしました、常に我々が申し出ておりますように、全体的の計画というものについて私は非常に貧弱に感ずる、これは單に厚生省だけではなく、日本の今日の悲劇と申しますか、欠陥でありますと申しますか、でありますから、我が国の社会福祉に関する全体の計画という調査をこの審議会でもやらせるがよい。恐らくこれは政府の事務当局も御勉強であるといふけれども、ここに持ち出して見て、或いは実地計画であれ、或いは対象についての計画であれ、かねて申しますように、少くとも年次のプログラムを以て行くというように行かたがなければ、この社会福祉の分野に従事する者は、政府の目的がどうか、政府の計画がどうかということを知つとも知らない。知らないのは、ないから知らないのではありませんが、それを作らなければならぬ。そういうような全体の計画を作ること審議会でもやつてもらいたい。ただ單に枝葉末節の事項を掲げて置くというやうなことではない、根本的な一つの調査事項に当る、或いは又国と地方公共団体との関係でありますとか、或いは国が如何に……これはあとで私質疑いたします

すが、地方公共団体の仕事についてだけの監督をして行くか、又監督をするがよいか悪いか、或いは又社会福祉法人に委託をする、その委託についての問題なども、この審議会が決定してもらえば非常にこれはいいのじやないかというやうなことが考えられるのであります。そういう重大な問題を一つお取扱ひ願ひ、それを決定してそれとにして頂きたいと思うのです。この六條の目的でもよろしいのであります、そういう意味に第六條を解釈したいと思うのです。更に私が考えたいと思うのは、この社会福祉法人その他本法に厚生大臣に相当の権限を持たして、権力を持たしてある、或いは認可といひ、或いは解散命令といひ、権限を持たしてある。それに対しての若干の不服の申立の一部、どの分であつたかヒアリングなどができるやうなこともなつておりましたが、この社会福祉事業はただ厚生大臣の諮問に答えるだけではない、本法に關係のある関係者がいろいろ行政措置等について苦情を持たんで、この審議会でも最終の審判をしてもらへるやうな法律にはなつても、ここでも一つ一つの重要事項の調査審議という意味で、少くとも大臣が解散を命令するといつたやうな重大な場合には、この審議会の意見を聞くくらいのことをしてもらわなければ、この社会福祉法人その他の保護の面が、そういう点において本法では欠けておる。それは生活保護法などの規定から比べて見ると、そういう保護の点も欠けておるやうに見えるから、進んで積極的のこの社会福祉審議会が、そういう点にまで一つの任務

といふか、仕事を持つて行くといふやうなことを研究して頂きたいと思うのであります。そういう点立案者で考へえとは思いますが、法案の表面に出ておりませんから、その点の御意見がどうでありましようか、できればこの席で承つて置きたいと思ひます。

○政府委員(木村忠二郎君) 只今の御意見誠に御尤もでございます。各分野におきましますところの共通的基本事項その他重要事項と申しますか、只今お話がございましたやうな社会事業の全般的な計画或いは地方公共団体との關係の問題、或いは民間事業に対する問題であるといつたやうな事項の基本になりますやうなことは、すべてここで以て調査審議するといふことにいたさなければならぬといふやうに考へております。それから社会福祉法人の問題につきましても、只今の御意見のように法律上の権限といふことでなしに、實際にこれらの専門的な御意見といふものをかりる必要が當然あるものでございまして、運営といひましては十分に基本的方針をきめます場合、或いはその方針通りに行かないといつたやうな場合におきまして、これについての取扱の仕方といふたやうなものにつきまして、できるだけ審議会を活用するやうにいたしたいと考えております。

○山下義信君 審議会につきましては、最後に一つ黒木君にお伺ひいたしますが、第十二條に、この審議会の運営に關して必要な事項は審議会自体が定めることにあります。いわゆる法律が審議会の委任立法する、こういう形は非常に珍らしい。本員はこの法案によつて恐らく初めてではないかと思ひますが、これは立法上どういふことになりましようか、この審議会が定めたものは審議会の規則である。そうしてそれは法律で定めた審議会の運営に關して、審議会みづからが定めたといふゆるプライベートのルールでこの公けの審議会という一つの機關を動かして行く、從來ならば言ひまでもなく政令或いは省令に委任して来たのであります。この審議会自体に運営等の規則を委任して行くといふことは、これは法令上どういふ範疇に入ることになりましようか、審議会の定めた規則といふものは。

○説明員(黒木利克君) お答えいたします。これは從來には例がないのでございまして、社会福祉審議会の議事の手続なり、或いは審議会自体でいろいろ運営の細則をきめる場合は、この法律で審議会の裁量に任したわけでありま。これはこの法律で審議会の性格なり、運営の根本に關する目的なり、或いは委員長がなくてはならぬと、或いはその委員の資格なり、或いはその他の要件が書いてございまして、その他の細則についてはすべて審議会に委任して參る、こういうやうな建前で規定をいたしたのでございまして、従つて審議会の議事手続なり、その他運営に關する細則で、この法律の性格なり、この法律の規定の範圍内で勝手にきめるといふことができるやうな途を開いたわけでございます。

○山下義信君 これは法制局と御研究下されたのでしうから法理上疑義がないだらうと思ひますが、この審議会の定める規則といふものは厚生大臣で如何ともすることができない、この法律によりまします。そうすると審議会

自体の運営について、若しこれを省令で定めるといふやうなことは、厚生大臣が責任を持ち、この審議会の運営について十分監督はして行けるのであります。審議会を厚生大臣が監督するのであるけれども、運営その他重要なことは審議会に任せしめようと、監督といつても名ばかりでありまして、これはこれでも結構なんで、新しい方向のこの行き方も非常に結構と思ひます。私は若干法理上疑義があるやうな氣持がいたします。何つたのであります。ただ單に私的な規則によりまして、審議会が行政機關でありますから、行政機關の運営を今後審議会自体が定めるといふこの規則といふものが、どういふものの法令上どういふ範疇に入るものかといふことが十分わからなかつたものですからお尋ねしたのであります。

○説明員(黒木利克君) 実は第六條で社会福祉審議会は政策の決定にあずからないのだと、單に純然たる諮問機關であるといふ性格を実ははつきりいたしました。政府の責任を轉嫁をしないといふやうな建前をとつたわけでありまして、従つてそういう純然たる諮問機關の議事その他いろいろ運営につきましては、委員長は勿論、民間の社会福祉事業に關する経験者なり或いはそれに従事する人で、權威のある人にお願いして、できるだけ民間のやういふ公正な、立派な御意見を反映せしめた。従つて審議会の性格なり或いは法律の各條で規定した枠内ですべてその議事の手続なりその他運営に關する細目はお任せするといふ建前をとつたわけでありまして。

○山下義信君 御趣旨はよくわかるの

であります。これは前例がございませうか、専門員どうでしょう。か、こゝういふ前例がございませうか。当院におきましては御承知のごとく労働省の設置法をいたしますときに、労働省の部局を作り出すことを政令に譲ると、こゝう設置法の第三條になつております。その條文に對しまして、當時の同僚の小野哲君が、部局を設置すること、を政令に譲るといふことは不可であるといふ議論を唱へまして、私もそれに賛同いたしまして、非常に紛糾を來して、遂に政令に委任する事項といふものを極度に制限し、すべて法律事項に移すといふことを前例にしたのでございませう。參議院は從來こゝういふことを伝統的に、ああいう立法例を開き、またそれは非常に慎重な態度をとつておりました。法律が政令に又省令に委任するといふことは法理上からいっても疑義がございませうけれども、政令でもなければ、省令でもないといふやうなものに、政府機關の組織の一環であり、また審議院に運営を委任するといふやうなことを、全く法理上疑義があるかないかといふことを明らかにいたしておきませんといふと、立法府としての責任がつかないように考えますので、これは法理上この審議院を作り出す根拠は何によりませうか。従つてその拘束力、法的の効力といふものが、どういふふうなこの十二條との間なり、その他の關係がどうなるであらうかといふことを明らかにしておかなければなりません。かように考えます。これは又後で御説明を頂ければよろしうございませうから残しておきまして先に参ります。

この第三章の福祉に関する事務所でございますが、これは大変に御苦心を

下さつて、社会保障制度審議会の勸告を十分にお採りになり、非常に御苦心を下さつて我々多とするのであります。主たることは今朝の御説明で了解いたしましたから多くの質疑はいたしません。これは漸次所望の方向へ時間的に前進して行くところのほかにございませう。が、併しこれだけでも一歩前進いたしましたこと、でよろしいと思つてあります。が、ただ私が憂へますことは、この過渡的なこゝういふ状況を久しきに亘りますといふと、折角の福祉に関する事務所の設置といふこと、さういふものを要請いたしますそれ自身が非常に混乱に陥る虞れがあると思ひます。それで言ふまでもなく、福祉に関する所管區域の混乱であります。従つてその取扱事務の混乱を來すことに關連いたしまして監督その他一切が混乱を來す、こゝういふことになる。はつきり一定の人口單位でもつて區域を作るといふやうなことになる。極めて簡單明瞭で、整然として、それこそ我々の所望でございませう。或る所には地區を設け、或る所は事務所だけでよしとし、設けてもよし設けなくてもよろしい、設けたいと希望するものは各町村までも設けることができるというに至りましては、これを一つの県で例えれば、県自体の地區を設けて定める福祉事務所、又その中にあるところの市の福祉事務所、又町村みづからが福祉事務所を持ちたいと希望する町村があるならば、無論村で持つて、又町は町で持つといふやうなことに相成ります。と、これは福祉に關する事務所と、その辺が含蓄のあるところ

にしてあります。が、例えば福祉地區事務所のあの理想的考え方といふものと、おおよそ趣違ひ、而も煩雜なる福祉事務所が設けられることになるのであります。その点を本員は憂へたいと思つてございませう。さういふ点に對するお見通しはどういふふうな考へておいでになりますか。

○政府委員(木村忠二郎君) 只今の福祉に關する事務所が非常に複雑な形になつておりますことは、現在の地方自治、特に市町村を中心とした地方自治、地方自治の考え方からかようにいたしたものでございませう。従ひましてこれが非常に複雑になつており、而も年々變更がされる可能性があるといふやうなことになる。と申しまして、この間にさういふ仕事に引續きの關係であります。却つて事務がうまう行かないといふ支障が生じます。これは只今御指摘の通りでございませう。我々といひましては、この態勢をもう少し整然としたものにするほうが仕事の運営はむしろいいんじやないかといふやうに考へております。従ひましてこのやり方を以て實際に町村が設置いたします場合にはおきまして、やはり町村でも本當にうまうやつて行けるというもののについてのみやらせるように指導いたして参りたいといふやうに考へております。ただ徒らに町村自身がやりたといふだけでは適當でないと思ひます。やりましては適當でないといふやうなことがいい加減にできないやうなふうに指導いたして参りたい、かように思つております。なおその轉換等がい

い加減にならないといふやうにいたしますために、町村がやりませう場合

におきまして一定の期間内に、而も都道府県知事の承認を受けてこれをやらせるといふことにいたしまして、その間の混乱をできるだけ少くいたすやうにいたしたいと思つておるわけでありませう。

な。お現在町村でやつております事務を、福祉に關する事務所に引續ぐといふことに相成るわけでございます。が、これにつきましても六カ月間の猶予期間を設けて、この期間におきまする事務的な指導によりまして、この間の混乱をできるだけ防止するやうにいたしたいと考へております。先般來地方におきまするところの事務の整備につきまして、いろ／＼と嚴密な監督を施行いたしまして、この轉換が容易に行かうにいたしたいといふことも一面考へておるやうなふうなわけでありませう。

〔理事藤森眞治君退席、委員長着席〕

○山下善信君 只今の局長の答弁の中に知事の承認の件を十分考慮するといふことであります。が、私も期待をいたします。即ち本法で申しますと十三條の八項がございませうからして、濫設をいたしませんやうによく町村に説いて聞かせまして、徒らに複雑煩瑣にならぬことを希望いたします。この点は殊に與黨の先輩の中山君もおられますし、地方行政の権威者でおられます石原君もおいでになるのであります。から、どうして福祉地區行政といふものがただ單に地方の一般事務行政を感ぜしやうとするのではなくして特殊の行政事務といふものを専門化して行かうといふ考え方につきましては、御両君におかれましてよく御了承の点

であります。それが政府部内の自治庁關係者のいろんな意見によりまして、かくのごとく歪曲せられて、不徹底なことに相成つた次第でございませう。是非社会福祉行政といふものを今日の保健所行政のごとく特殊の専門行政化して行かなければならん、一般行政事務とは違ふといふ見地に御了承を頂いて、何も自治権を侵害するのではないといふ点につきましてお話し合いのつきましますように、與黨のほうでもなお一層この点を御研究御盡力を仰ぎたいと思つて。こゝういふ案のまゝでは私はいかんと思つて。折角の狙いといふものがこれでは殆んど水泡に帰する虞れがある。と申すので、この点は十分與黨におかれまして御研究を願ひたいと思ふ。我々の社会党で作ればこゝういふまずいものは作らんつもりであります。

な。おこの保護の決定権につきまして、それからんで町村に一つの不服があつて、かような事態になつた一原因であらうとも考えられますが、この福祉事務所におきまする事務の中には、保護の決定につきましてはどういう關係を持たせるつもりでございませうか、全然關係をしないで行くつもりでございませうか。本法の現段階におきましてはこゝういふような機構であります。が、これが甚だ遺憾である。私もこゝういふやうな福祉地區の理想を持つならば、當然關係の各種の福祉立法が持つております保護の決定権はこゝに集約せなければ意味をなさぬのであります。ただ單にサービスのセンターといふだけでは意味をなさぬ。本法によりましてはただ單にサービスのセンターといふやうな程度にとどま

つておるのでありますが、或いは調査とかそういうたようなことの先般のようになつておりますが、そういうことでありますならば、何も区域を定めて特殊の社会福祉行政地区の構想をいたす必要がない、保護の決定権が漸次この中心にこれが集約せられまして、完全無欠なる保護の決定実施がなされるということが狙いである。そういう点が本法におきましては欠けておるように思いますが、そういう点はどうかお考えになられましたでしょうか。

○政府委員(木村忠二郎君) 只今の保護の決定権の問題でございますが、これは当然ここで以てやりまする生活保護法、身体障害者福祉法、この定める各種の措置につきまして全力的なサービスをした最後のところは、そのサービスの調査いたしました結果によりまして直ちに保護すべきはすべきでないかということが実質的にはきまつて来るわけでございます。それでここで以て決定をするようにするのが最も適當なわけでございますけれども、一応現業機関の整備ということとを以て今日こういうような形態を考えたわけでございます。

なお保護の決定特に生活保護法の保護の決定につきましては、この福祉の事務に関する事務所を設置する主体がその決定権を持つことに一応いたしたいと思つております。従いまして市に設置いたしてやります場合には市長、町村に設置いたしてやります場合には町長、それから都道府県に設置してやります事務所につきましては都道府県知事ということにいたしまして、それ、決定権者から福祉に關

する事務所の長に決定権を委任するという形を取りたいと思つております。生活保護法の改正案がまだこの附則に入つておりませんけれども、現在我々が一応考えまして我々部内、並びに政府内他の各省等と話がついた状態にいたしましたのは、この権限を福祉に関する事務所の長以外には委任してはならないという形をはつきりいたしました。その点の又指導いたしまする際におきましてはこれを委任するよう

に指導いたしまして、運営に遺憾のないようにいたしたいと思つております。只今御指摘の点は福祉に関する事務所が本當に動くかどうかという点の問題でございますので、御意見の通りに我々として運用して行きたいということを上上げておきます。

○山下義信君 黒木君に伺いますが、この福祉に関する事務所の所員の定数のきめ方でありまして、法律で申しますと第十五條、これはいろいろお考えになつたことであらうと思つていますが、これらのこの事務分量の基準は何か、どういふようなデータでおきめになりましたのでしようか。

○説明員(黒木利克君) 根本になりましては現業の所員でございますので、これらの定員の基礎をいろいろデータできめたわけなんです。残念ながら生活保護法の被保護世帯のデータしか確定したものがないで、児童福祉法その他の被保護児童なり保護者の正確なデータがそれまで得られませんでしたので、それを最近やりました生活保護法の一斉調査の結果に基づく被保護世帯数をデータとして採用したわけでありまして、そうして大体はアメリカの例を参考にしまして、一人の現業

を行う所員がどれだけ被保護世帯を担当するかということの研究いたしました。アメリカとは事情が違つてしまつて、交通機関の問題等がございまして、我が国ではそういう事情をも参酌をいたしまして、地勢の關係、交通の難易といふものを参考にいたしました。大体都市の地帯におきましては八十世帯の被保護世帯を現業を行う所員が担当して、且つその地区内の児童福祉なり身体障害者のケースを担当して十分であらうということ、地域的には大体一人が生活保護の世帯を八十世帯を担当する。郡部におきましては交通の問題等もありまして、それを考慮に入れますと、大体被保護世帯数について一人の担当が六十五ということにいたしました。その他の児童福祉なり身体障害者の対象になるものが、大

体児童福祉については三割程度、身体障害者については五分程度のものを見込みまして、これならば大体担当ができるだらうということできめたわけでありまして。

それからその他の実は職員として事務を行う所員、指導監督を行う所員とあるわけですが、それについては特に定数を置かなかつたのであります。これは予算的に指導監督を行う所員は一名、事務を行う所員に二名しか地方財政委員会との話がつきませんでしたので、これは現業を行う所員の定数を基礎にして必要な所員を置くというところで、特にこれでは定数の基準は書かなかつたわけでありまして。

○山下義信君 それでは次に社会福祉主事のことについて伺いますが、これは現行法では四十五歳以下という年齢の制限がありましたが、これは結構で

しように、おとりになつても私も異議がないと思つております。この社会福祉主事の御説明の中にもあつたかと思つて、この監督制度といふものを一応系統的に簡単に説明しようと思つて下されませんか。この社会福祉主事を都道府県及び市に置く、町村に置くことができるとなつております。この社会福祉主事、それから一方は福祉に關する事務所に採用される者の資格は社会主事でございますから、要するところこのケース・ワーカーのこの監督制度の何と申しますかスーパーバイザーと申しますか、このものはどういふふう

に、誰が誰を監督する、どの社会福祉主事がどの社会福祉主事を監督するといふ監督の系統はどういふふうになつておりますか。

○政府委員(木村忠二郎君) 先ほど福祉に關する事務所の章にござますように、福祉に關する事務所という構想をいたしましたのは、事務所の中に現業を行う所員と指導監督を行う所員、つまりケース・ワーカーとスーパーバイザーとを設けて、その仕事をやる間に日々の仕事をやりながらそのやり方とあるところを毎日指導監督する。その指導監督を事務所内の指導監督を行う所員にやらせる。つまり毎日、日常の業務を常に行うその事務所の中で監督が行われるという形をここでとりたいと考えておるのであります。なお事務所全体に對する指導監督、事務所全体の業務はうまく行つておるかどうかという、これは指導監督はそれぞれ都道府県知事に對しましてこれをやらせるやうな形をとりたいて考えておるのでございまして、その点はこの指導監督の計画を立てること、それか

らその実施をするにつきまして第十九條に規定を設けました。なおこれに當ります指導監督の職員といふものは、特別な資格制限を更に二十一條に設けて、都道府県知事がこの福祉に關する事務所に對する監督を行うことができるようにいたしましたのでございまして。なお仕事そのものの監督、例えば生活保護法の実施の監督指導、福祉法の実施の監督、身体障害者法の実施の監督、そういう法の施行の面についての監督についての根拠規定はそれ、法律にこれを設けて、これらが統合されまして、全体の指導監督が適切に行われるようにしたい、かように考えておるわけでありまして。

つまり、それ、福祉の事務所に置きましては、事務所の中で日常の業務の現業の監督が行われますが、今度は行政全体としての監督がその上にあります指導監督の職員によつて行われる。この監督と申しますのは、単に非違を剔抉するだけでなく、日常の業務のどこにうまく行かない点があるかといふことを発見して、その発見したものをここで補なつて行くといふやうな形でやつて参りたいといふふうに考えておるのであります。従来、我が国で行われておりました、いわゆる指導監督といふたやうな面とは違つた新しいやり方をこの際やつて参りたいといふふうに思つておるのでござい

○山下義信君 御答弁は了承いたしました。今の福祉に關する事務所においてスーパーバイザーがあつて、そうして現業の仕事をやつて行く、これは本法

によりまして極めて明瞭であります。
それで、それは上級のスーパーバイザーとして法律では知事若しくは市長、こういうことにまあなつておるわけでありまして、実態はやはり今説明の中に指摘された通りに、それらの監督に当る者は法の二十一條であります、特別の又法規で資格が要請されておりました、その知事の権限を以ちまして専門のスーパーバイザーがいちやうけでありまして、それらが上級の行政官庁におかれるのであらうと思ふのであります。御説明でもそれに触れられたやうであります、私はこれは非常に大切なところであらうと思ふ。こういう制度がうまく行くか行かんかは、結局この指導監督制度といふもののしつかりした制度なり、筋が通つていなければ意味をなさぬ。それで専門家を使うといふことは、ただ単に末端の専門技術で働くのやらい加減のルーズなものではなくして、合理性を持たせ科学性を持たせ、特殊の専門的行政としてやるのだからいいのだといふ、末端のよさではなくて、専門家が専門家を監督して行くのだ、専門家が素人から監督されるべきではないといふところに、この福祉行政は、私は画龍点睛のところがあつて、根本の欠陥は末端には専門家がいないし、たま／＼専門家があつてもそれを指導命令する者が素人であるといふところに社会福祉行政が専門化して来ないところがあつて、今回これを是正しようとするのでありますから、当然そういう順次のスーパーバイザーといふものの厳然たる存在なりシステムができて行かなければならない、こう思ふのであります。そういう場合における、例えば府県に

おかれます、何と申しますか、身分関係と申しますか、例えば身体障害者福祉司、或いは児童福祉司といふやうなもの、この福祉の地区、福祉の事務所等に配せられますこの社会福祉主事といふやうなものの関係は、そういう点はどういうふうになりましようか、もう一度明らかにしておいて頂きたいと思ひます。

人という特殊法人格を獲得して頂いたことは私は当局の功を非常に多とします。これは私はこういうふうには解釈してよろしいと思ひます。これは総てでありましたか、このいわゆる社会福祉事業といふものを一種二種に分けた、これも私は適切に思ふ。その一種の性格二種の性格から行きまして、いわゆる国家若しくは社会の公共責任性を強く含めた性格のものを一種として云々と区別なさると、これは非常に私は賛成いたします。従いましてこの一種の仕事はプライベートの場合においては社会福祉法人といふものによらなければならぬ規定は私も至極筋が通つていふと思ふ。そこで社会福祉法人といふ法人格を持つものと持たないものと、こう出て来る。又一種の中でも必ずしも社会福祉法人によらなくても、原則がそうなつてゐるのでもありますが、私は社会福祉法人といふ法人格は一種二種といふこの差別による経営主体の標識ではないと思ひます。いわゆる民間社会事業の中において、何と申してよろしいか、優秀な社会事業はいわゆる一種の仕事に堪え、或いはしておつてもよろしい、この目的でもよろしい、ともあれ社会福祉法人といふ法人格を法律において標識されたといふことは、その民間社会事業が国家の公共的福祉の委託に堪え得る力のある、又信用のある、確実性のある事業だといふふうには私は思ふ。或る意味において民間社会事業の優秀なものであるといふことが含まれてゐると、私はこう解釈します。それでなくては意味をなさないのでありまして、それでもう社会福祉法人何々、こう名称を掲

げれば、これはもうすでにその事業の信用を標識するものである、かように私は考えたいと思ふのであります。私は恐らく当局もそういうお考えであつて、従つてこの定款の厚生大臣の認可等については厳重なる條文をお設けになつてゐるのではないかと考へるのではありません。私の解釈が誤つてゐるかどうか。つまり私の味方の方が誤つてゐるかどうかという点につきまして立法者の所見を求めてみたいと思ひます。

は社会福祉法人としてなるようにしたい。むしろ先ほど申したように社会福祉事業をやりますものは、社会福祉法人がやるのが建前であるといふ考へ方は飽くまでとつて行きたいといふふうには考へておられます。併しそのために社会福祉法人を設立させるやうなことはいたしたくないといふやうに考へておられます。これらの運用につきましても、十分社会福祉審議会等を活用いたして、運営が適正に行くようにしたいと思ひます。

○政府委員(木村忠二郎君) 児童福祉司並びに身体障害者福祉司、これにつきましては都道府県、並びに今度身体障害者福祉司につきましては市にも置くやうにいたしたいと、こう考へてゐるのでございますが、そういう所に置かれております身体障害者福祉司、児童福祉司等は、指導監督をいたしますところの社会福祉主事と同じやうなふうにするのが適當であらうといふふうには考へております。ただ児童福祉司並びに身体障害者福祉司につきましては技術的な指導、技術的な顧問といふたやうな形、テクニシャンと申しますか、そういうテクニカル・コンサルタントと申しますか、そういう技術的な指導をいたす、相談顧問をいたすやうなものとしての機能も持ちますので、そういうやうなふうには運用して参りたいといふふうには考へております。

○山下義信君 大要明快な答弁を頂きまして満足いたします。この社会福祉法人の設立に当りましては、社会福祉法人といひましたのは、法は少くとも最低基準以上の設備なり内容を有することを要請いたしておるのであります。で、この附属資料を頂いた中にありますけれども、あれは御指摘下さい。その大体の最低基準といふものがございまして、これを御指摘下さい。あります、この最低基準につきましては、すでに児童福祉法が失敗の歴史を持つてゐるのは御承知の通りであります。これは最低基準を要求いたした児童福祉法が、経過規定として暫く猶予する、暫く猶予する、まあぐずりぐずり／＼に相成りまして、随分時日を経て最低基準といふものを政令でありましたか作りまして、あれども、それが果して厳重に勵行されてゐるかどうか。率直に申しますれば、殆んど有名無実であります。これは本法も又この要求をいたしておるのでございまして、その点について実施のお見通しはどういうふうになつております

○政府委員(木村忠二郎君) 事業の最

○政府委員(木村忠二郎君) 事業の最

○政府委員(木村忠二郎君) 事業の最

低基準を作りまする最合におきましては、勿論従前に理想に走ることなく、而も理想に一歩々近づくような形でこれをきめるようにいたすべきではないかというふうなことを考へております。従いまして最低基準をきめまする場合におきましては、現状よりも可能な限り歩を進めるようなふうなきめて参りたいというふうな我々は考へております。これらにつきましても十分社会福祉審議会等を活用いたしまして、その方面の御意見によりまして、実情に合わないような運営はしないようにいたしたいというふうな考へております。

なお社会福祉法人というものにつきましては、やはり一定の、我々が考へまして最低の基準だけのことが出来るものをこれにいたすようにいたして参りたい。そういたしまして、余りひどいものはこの中に入らないようにするということとは、この社会福祉法人のところにございまして「社会福祉事業を行ふに必要な資産を備えなければならぬ」ということは、やはり適当にやるだけの資産を持つておるといふことを要求いたすようにいたしたいと思つております。

○山下義信君 それでは最低基準はこれからお作りになるのですね。そうですね。それならばそれでもよろしいでございます。これから作るのもよろしいでございます。若しすでに最低基準というふうなものがあるならば、資料として我々に頂戴いたしたいと思ひます。

○政府委員(木村忠二郎君) まだこの必要な資産をどのくらい見るかという点につきましては、これは只今きまつ

ておらないのでありまして、審議会あたりとも十分相談いたしましてきめるようにいたしたいと思つております。又第六十條のほうに施設の最低基準という規定を設けてございするが、これにつきましても先ほど申し上げましたような余りひどいものはいけませんけれども、実情に副わないような基準を作ることのないようにしたい。ただ逐次これが向上いたしまして或る理想に近づくようにいたしたいというふうな考へておるわけでありまして。

○山下義信君 どうもこれは切替をせにやなりませんので経過規定もございしますが、便法もございしますけれども、一応この最低基準というものが非常にふいにける根幹になると思ひますので、これは非常に御苦心の点だらうと思ひますが、できましたら資料をできただけでよろしいと思ひますから、遅滞なく頂戴したいと思ひます。若しできなければすでに今日まで行政上こういう基準はお持ちになつておられるのでありまして、十分その点を御留意を願いたいことを申し上げておきます。社会福祉法人は、こういう本法によりまして、殆んど本法の内容の重要部分を占めておるのであります。が、かゝりたされたゆえんのものには、ただ單に民間社会事業というものの厳格なる監督の枠をはめようといふゆる民間社会事業の一つの肅正をしようというだけでは勿論ないので、肅正ということ自然に行われる副効果であつて、そういうことが狙いであらうはつきりしない。若しそういうことなら行政措置でもできることなんです。法律がかくのごとく民間社会事業に一つ

の特珠の法人格を與え、かくのごとく

立派なる民間社会事業の育成を望むゆえんのものは、要するところ言わず語らず公けの支配というものが、ここにこの法律を通して行われておる。具体的に民間社会事業の或いは予算、経費の面、或いは民間社会事業の従事員の人事の任免権等に及ばなくとも、かくのごとき種々なる法律によりまして、そのの羅網が設けられました以上は、もう事実といたしまして公けの支配のなし得る措置が開かれてある。又すでに認可等におきましてなしたといつてもよろしい。或いは定款といひ、或いは事業内容といひ、非常な制限が加えられております。これは言うまでもなく何のためかと申しますれば、民間社会事業を発達せしめるお考えであらうはずである。従いまして最も民間社会事業の今日萎靡沈滞いたしております原因は、言うまでもなくその財政の赤字であり経営難である。その施設の擴張のために財源に悩んでおります実情であります。そうして政府或いは地方公共団体はこれに委託をいたして置きながら、その委託費用たるや実際の費用の半額にも足りないところの実情は御承知の通り、一面には共同募金でそれをカバーさせる、なお足らざるものは民間社会事業家がいろいろ苦面をいたしておるといふような事態に置くことは、国或いは地方公共団体の最もこれは改めなければならぬところでありまして、本員が午前中厚生大臣に質問いたしました点はそれでございします。従いまして社会福祉法人をかくのごとき新形態に要請いたしまして、公けの支配の筋が通つて参ります以上は、もう憲法第八十九條の概觸は、この本法の制定によりまして、す

でに社会事業法によりましてその一角を築いて頂いたのであります。なお基本法であります本法においてその点は私は明らかになつたと思ふ。そこで政府は民間社会事業の役目をお買上げになり、委託せられて参ります以上、その事業に対する公的補助というものがぐんぐん途が折かれたのではないかと私は考へる。然るにこの法律の中にはそれが明白でございせん。当委員会におきまして民間社会事業発達のために、社会事業法の改正をいたしましたのは、全く民間事業の発達興隆を望んだが故でございします。然るに本法におきましてはいろいろこの法案の中に、種々行政上の措置等が多分に織込まれて、こういう形勢になつておるわけでございますが、我々といひましては、翼くは民間社会事業を法律によつて発達振興するところの法的根拠を望みまするや極めて切なるものがあるものであります。従いまして今後は法によりまして設立せられましたる社会福祉法人に對しましては、十分公けの補助が遠慮なしになし得るのではないかと考へるのであります。然るに原案を見ますと僅かに非常時の災害に於いて損害を被つたものの復旧の費用だけを補助してやろう、こういうことが書かれてあるようでございます。これは大変結構ではございします。が、只今申上げましたような多年の要望から参りますと、災害非常時だけでなくいたしまして、平生におきましてもその施設の擴張等に對しまして、或いは維持経営等に對しまして、十分公けの補助が御援助がなし得るような途を開かざるべきではないかと考へるの

でございますが、その点は当局におき

ましてただ災害非常時のみの復旧費用の補助をするという点にのみ限られました理由はどういう理由でございましょうか、午前中に御説明ありましたらばよろしいと思ひます。なおこの席で承りたいと思ひます。

○政府委員(木村忠二郎君) 社会福祉法人等が経営いたしておりますところの社会福祉事業施設に對しまして、国又は地方公共団体がその施設を利用すると申しまするか、その施設を利用さして貰う。そのために事業の委託をいたします事業と申しまするか、いろいろ各種の措置の委託をいたしますが、それによりまして法の第五條の二号におきまして、御承知のような規定を設けましたわけでありまして。この場合におきましてこれによつて民間のものに責任を転嫁し、或いは財政的の負担をかけるということにつきましては、第五條の第一号を以ちまして嚴にこれを禁止する規定を明らかにいたしまして、この間におきまして從來ありましたような各種の難点をこれにて整理するように考へております。

なお只今御指摘のありました社会福祉法人に對しまする助成の問題でございします。が、ここに五十六條で以て一応只今御指摘になりましたような災害の緊急復旧の場合につきまして助成をいたすことの規定を設けたのでございします。が、これにつきまして明白な憲法關係をいたしましては、これで以て助成はできるということに相成つておるのであります。補助を出すことが出来ることに相成つておるのであります。ただどこで災害の復旧の場合だけに限定いたしましたのは、これは現段階におきまして関係方面の意向といた

しまして、この点は特に強調されてお
ります関係上、この問題がかような
條項に相成つておる。従ひましてこれ
につきましても憲法のほうの制限はこ
れで以て完全に除去せられたというこ
とは言つて差支えないというふうに思
つております。

○山下義信君 この委託につきまして
の條文ですが、これはただ單に委託す
ることができるといふだけの條文であ
りまして、私どもとしてはもつと詳細
なる條文があつたらいいのじやないか
というふうな氣持がいたしておるので
ございまして、政府が民間に仕事を委
託するといふ法的根拠が從來は全然な
くいたしまして、そして従ひまして委
託したものの責任というふうなものも
非常に不明瞭な状態であつたのでござ
いまして、今回はその委託についてご
條文が一方條出されてあつたのでござ
いまして、この委託に關する費用の
責任でありますとか、或いは委託の
取消でありますとか、或いは又その
いうことが、委託の中止というふうな
ものが輕々に行われてはなりませんん
で、そういうこの委託についての契約
でありますとか、そういうふうな若干
の、被委託者をして安堵してその事業
に精勵させるような、若干の法的根拠
があればいいと考えておつたのであり
ますが、非常に省略にされております
が、これは何か他の省令等によりまし
て、それらの準據せられます。或い
は責任や取扱いが安心されます。公
共の福祉のそういう機關とさせてもら
うというふうなことにございまして、細
部に關する規定は、他の法で完璧
を期せられる考えであります。その
その点は如何でございましょうか。

○政府委員(木村忠二郎君) 委託につ
きましては一応の考え方をこの五條で
以てはつきりいたさせるようにいたし
たのでございまして、実際のそのや
り方、手続と申しますが、手続につ
きましては只今御指摘がございました
うに遺憾のないような措置を講じなけ
りやならんというふうな考えでござい
ます。これにつきましてもどういふ
うにして委託するか、委託する場合はど
ういふふうにするか、その場合のやり
方等につきましても、委託が、これは
事業を営んでおられるものと、委託
したする国又は地方公共団体との
關係でございまして、これは對等な關
係の契約といふことに相成ります。そ
の間に強制等が伴うことがないように
いたしまして、納得よくで以てこの仕
事がうまく行くようにしなければなら
んと思つております。その實際の手続
等につきましてもこれを明確ならしめ
る措置を講じたいと思つております。

○山下義信君 社会福祉法人につきま
してはなお伺いたい点もありますが、
省略いたしますが、関連いたしまして
この社会事業のカテゴリーをおきめ
になりましたところで、どこでございま
したか、第二條でございまして、第
二條の四号でございまして、四号に
いふ「おきめになつておられます」
その四号、五号、まあいろいろどこへ
その線を引き、どこへ引いても議論
はございまして、私が憂慮いたし
ますのはこの常時保護を受ける者の收
容保護を行うものは五人以下は認めな
い、その他のものはあつては二十人以
内のような小さなものは、いわばこの
法律の社会福祉事業としては認めん
と、或いは又実施期間が六カ月に満た

ない仕事は社会福祉事業とは認めん
と、こういうことでありまして、一応
まあこれは線も引かなければならんこ
とだと思ひますから立法者の御意圖も
わからんではないのであります。私
の憂慮いたしますのは、こういう線を
引きますといふと、我が方が非常に心
にかけております農村の社会福祉事業
といふものを考えましたときには、御
承知のごとく農村における対象は非常
に少いのであります。そうどの村に
も三十人も收容保護するような施設の
必要な村々があつてはあります。ま
あ世話をしなければならんやうな
な身体障害者やその他の人にしては五
人か七人といったやうな場合もあつた
りいたしまして、又例えば季節保育所
のごときも臨時のなものであります。
期間的に申しますれば六カ月以内にな
ることになります。時間的にも臨時
の社会奉仕的のやうな仕事はこの中に
認められんことになつて参りますの
で、そういう農村におきましますもの
、或いは臨時的な社会福祉運動事業とい
うやうなものが、期間や或いは対象
の数によりまして、この本法の範圍か
ら洩れて来るというやうなことになる
ますと、若干遺憾と感ずるのでござ
います。そういう点につきましても、
立法者はどうお考えになりましたでし
ょうか、承わつておきたいと思ひま
す。

○政府委員(木村忠二郎君) 只今御指
摘がありましたやうに、どこでこの線
を引くかといふことはなかつた。むづ
かしい問題であらうと思ひます。ござ
います。我々といひましてはいろいろ
考慮いたしたのでございまして、な
ら、どこかで線を引かなければなら

んといふところで、從來の社会事業法
の線であつて一応この線を引いてみ
たわけでございます。勿論実施いたし
まして、更にこれによつて不都合な事
態が生ずるやうなことになるやうな
ならば、適切に措置したいと思つてお
ります。從來の社会事業法を施行いた
して先ず大した支障はなかつたとい
ふに考へておられますので、かように
いたした次第でございまして。

○山下義信君 私は民間社会事業關係
のかたがこの点、どういふやうな意見
の一致をみられたか、或いは見なかつ
たかは真摯にして存じませんけれど
も、八十一條を見ますといふと、共同
募金の配分を受けました者は、その配
分を受けた後の一年間は寄附金の募集
をしてはならんと思ひます。御尤もの
次第と思ひます。これが乱れますと共
同募金は成り立ちません。御尤もの思
ひであります。この八十一條の條文
を御覽になりまして、わかりますやう
に、その事業の經營に必要な資金を得
るための寄附金の募集もならんのであ
ります。なか／＼嚴重な制限規定で
あります。私はこの一條は要らないの
じやないかと思ひます。と申
しますのは六十九條にこの社会事業を
営みする者が寄附金の募集をしやう
とする時分には許可を得なければなら

ません。若しこの八十一條の本法と同
様の制限をする必要があらますなら
ば、六十九條でも事足りるのでありま
す。これは八十一條でこゝう規定を
設けますといふと、そうすると、民間
の社会事業家の不足の經費をカバー
いたしますことは、共同募金以外に途
がないといふことを八十一條できめた
ことになりまして、八十一條には例外
もありません。ただ例外を言うなら
ば、共同募金自体にただ例外を許し
てゐるわけですが、共同募金は何遍
もできるというわけであつて、これも
六十九條の例外規定でありますから、
この八十一條には例外規定がない。こ
れは共同募金の金額が非常に少額で、
とても經費を補うことができないやう
な時分には、民間の社会事業家はど
うすることもできないことになりまし
ます。これはどうしても八十一條の規定が要
りますか。

○政府委員(木村忠二郎君) この点は
共同募金の性格といたしましては、一
応共同募金は任意に相成つておりま
して、共同募金を受けるということに
した側、これは一般大衆になります
が、こゝでは再びその目的では募集は
されないといふ趣旨が一つ共同募金の
本来の性質として入つておりますの
で、その本来の性質から見まして、大
体その一年間のその必要な資金がど
くらいであるかといふ点につきま
しては、勿論福祉協議会等におきま
す事業の必要性の認定というものであ
ります。そういうことで一応認定され
したものに充たされる。それ以外の

のつきましてはしないというふうになつております。なつておきましても、それが寄付金募集を許しますと、共同募金そのものの生命を先ほど御指摘になりましたように失うことになりまうというふうなところから、共同募金の性格を明らかにするといふ意味でこの規定を置いたわけでございます。従つてこれにつきましてもそれは強ひ意味を持つておるのじやないもので、共同募金の性質としてはこういうものであるといふことを明らかに宣言いたしたものでございませう。従ひまして募集せずして集まります金の寄附金の受入れ、これは一向差支えない、任意の寄附がございまして場合に、これを受入れることは差支えございませうし、又一方におきまして特別な、何と申しますか、或る事情に對する特別な同情者がありまして、これが必要な資金を提供するといふようなことにつきましても、何ら妨げないといふようなことで、それで以て足りぬ部分で共同募金で補うという建前を飽くまで貫くといふような考えから、こういう規定をいたしたわけでございます。六十九條によりまして、そういう場合を全部不許可にするという形をとるような形にするよりもむしろこれはこうするほうがよいのではないかと、いふふうに考えた次第でございます。

○山下義信君 これはいろいろ審議を重ねて参りますことになりまうと際限がございせんから私は言いませんが、共同募金の配分を受けましたものは配分を受けた後一カ年間はその事業の経営に必要な資金でさえも寄附金を募集してはならんと、こう八十一條で

厳然と抑えてしまひます。共同募金を受けるものは優秀な施設でなければ受けれぬはずであります。優秀でない施設のものには共同募金の配分から仮に洩れたといひます。共同募金の配分に洩れたものは許可さえ受けられれば、何回でも寄附金の募集ができます。それでこの共同募金の配分といふものは、言うまでもなく不足経費をカバーするに十分であります。これは八十一條で申分ございせん。八十一條を設けまするには、その前提として共同募金の配分がなければ、その施設にはもう経費は十分だといふ前提がなければ、この今後の一カ年間の寄附を禁止するといふことは成り立ちません。然るに實際問題といたしましては今日の共同募金ではその配分たるものは実に微々たるものであります。従ひましてこの八十一條の條文を今日の現状の共同募金、あの配分額に當てはめるといふことになりまうれば、優秀な事業家は共同募金の配分を辞退するほかはございせん。むしろ共同募金の配分を受けない者のほうが寄附の募集が許可され受ければ自由である。尤も六十九條を嚴重にいたしまして、そういうものも許さんといふことになれば別でございますが、一応法律の上から申しますれば、共同募金の配分を受けまう者は非常に束縛されるということになります。おおよそ本法の原則といたしまして、それ、民間事業の特殊性を生かす場合、特殊性を生かすといふことの中にはもとより優秀な民間事業の発達を抑制するといふことのあるはずはあります。従ひまして共同募金の配分を受けました者でも、その府県府

県の募金状況が不振の狀態に相成りまして、配分額が非常に不十分であるといつたような場合には、又その事業によりましては寄附の募集をいたさなければならんかも知れません。寄附金募集といふことは民間社会事業にとりましては邪道でありまう、これが原則であります。これによつて経費を得るといふことが原則であります。今日のごとき、政府の委託を受けて補助金を受けて、事務費を受けて立つておるというものは、これはむしろ便宜のなき道に入つておるのであります。寄附金によつて立つといふことは、民間社会事業家のこれは不正でもなければ不当でもないのです。それを抑止するといふならば、共同募金の配分といふものが十分であるといふ前提がなくてはならんと私は考へる。この八十一條の禁止條項といふものは一考を要するのではないかと考へるのであります。が、一応私は只今お尋ねをしたのでございませう。

最後にいま一つ伺ひますことは、この共同募金と社会福祉協議会の關係でございます。共同募金をこの立法の中にお入れ下さいましたことは、本員といたしまして、当参議院におきまして非常に共同募金の適正な運営を憂へたして來ましたものといひたしまして、法的根拠がここにございまして大變喜んでおつたのでございませうが、但しこの共同募金の規定の中には、若し共同募金の経営が適正に行われなかつた、即ちその中に或いは配分の不適正なような事態が多々にあつた、或いは共同募金の事務が紊亂したり、俗にいう共同募金事件等が起きたとときのいろ／＼な監督規定といふものがございせん。共同募金といふもののあれだけの金を扱いますその厳正な規定といふものがこれにはないやうに見えますが、これは他に何かで補ひなさるのでございませうか。ただ厚生大臣が解散を命ずるという最後の嚴罰の処分の規定がございませうが、平素の責任の帰趨等が明白でありませう。例へば役員等につきましても、不当な役員といふ／＼なそういう監督制度もないやうに考へられますが、併しこの程度の立法をして頂きましたのは私といたしましては非常に喜ぶのでございませう。ただこの共同募金と社会福祉協議会との役員關係といふものが本法によりまして明白を欠くのであります。と申しますのは、共同募金の配分を受ける者は共同募金会の役員になることはできないと、こう規定してあります。ところがこの社会福祉協議会といふのは共同募金の配分の対象となるかならないか、恐らくなるのではないかと私は思ふのであります。若し社会福祉協議会も共同募金の配分の対象になり、或いは配分を受けるということになりますと、そうすると社会福祉協議会の役員はすべて共同募金会の役員になれない、簡単に考えますと、こういうことになるやうに思われるのであります。それならばそれで筋が立つものであります。社会福祉協議会といふものと、共同募金会といふものと全く二本建にいたしまして、それが一つになつてしまふといふことを避けまして、社会福祉協議会が社会福祉協議会で権威を持つて独立する。共同募金会が共同募金会として純粋性を保つて行く。ただ両方が緊密なる連絡はするけ

れども、彼此混同はしないといふことでありませう。それでは筋が立つと思ひます。本法ではそれがどういふやうに考へられておるのでございませうか。その点の説明を煩わしいと思ひます。

○政府委員(木村忠二郎君) 共同募金に對する監督をいたしましては、一応ここに法律を以て共同募金の性格を明らかにいたしまして、なお国及び地方公共団体がその寄附金の配分に干渉しない、つまり業務には干渉しないといふ立場を取つております。勿論この不當なるこの法律に反するやうな事故を起したときの措置は、第八十條にございませう。なほ共同募金会が社会福祉法人とすることを要件としたしておりますので、この社会福祉法人としての監督は十分にいたしたいといふふうに考へておるやうなわけでございます。余り監督を厳にするやうなことはしたくないと思つて、こういたしたのであります。が、今後の実情も十分考へて見たいと思ひます。

それから共同募金会と社会福祉協議会との關係でございますが、この二つが密接な關係になつておらなければならんことは勿論であります。が、どちらか一方が他のほうを支配するといふことになりまうれば、これは面白くないと考へまして、両方の役員を成るべくならば一緒にならないほうがいいのじやないかと、いふやうに考へておるのでございませう。その両方の連絡につきましては、別途やり方につきまして、實際上共同募金会並びに社会福祉協議会において考慮してもらふやうにいたしたいと思つております。將

来この両方の関係をどうするかという点につきましては、その実態を十分研究いたしましてこれから考へて参りたいと思つております。ただ両方が対等の立場に立ちまして、そうしてお互いに表裏一体の形で協力するという立場をとらなければならぬと思つております。現在の状況で以て社会福祉協議会が若し共同募金会のはうから配分を受けるなければ、それは当然福祉協議会のはうから役員になることはできませんし、そういうような相互関係はできることなんでしょうが、その受けるか、受けないかということにつきましては、これはその協議会で以て一応考へて頂きたい。必ずしも受けるものともいたす必要がないと思ひますし、受けてはならないものとするものでもないではないか。これにつきましてはまあ今後の運営につきまして、社会福祉協議会なり共同募金会なりの性格がそこなわれぬように十分見守つて、又指導して参りたいというふうに考へております。

○山下義信君 社会福祉協議会は第七十四條の一條しか御規定がない。この場合一條でも事が十分のようには考へられませんが、併し私はこの本法の中で最も重大な点はどこであるかと若し人に聞かれたら、本日は社会福祉協議会の構想であると答へたいと思ひます。少くとも社会福祉事業の発達、助成、又延いては民間だけではございませぬ。社会福祉事業の組織的活動というものを醸成するというのが非常に大きな問題である。こう考へますと、それが立法化されたのは第七十四條の社会福祉協議会であり、実は我々が望みましてのはこの社会福祉協議会です。この社会福祉協議会によりまして、新しい我が国の社会福祉の活動形態を望んでおる。又厚生省當局が本法の立法と相表裏一体いたして過去一十年以上に亘つて、かくのごとき実態を馴致するために非常なる努力をされた、種々なる摩擦や種々なる中傷を排撃し敢然として努力し來つたものはこの社会福祉協議会です。私はその間に関係者諸君からいろいろなる中傷や罵罵の中において、敢然として努力されたことに對しては餘ながら私は敬意を表しておつたのです。少々間違つてもいい、少々やりそこなつてもいい。あの努力に對しましては私は薩ながら喜んでおつた。この社会福祉協議会が今後我が国の社会福祉の活動の形態になつて来る。これはまあ一條を以て私は少しとはいはしません、やや明白を欠きます点は、この社会福祉協議会の下部組織についてはどういふふうにか。これは県単位の社会福祉協議会はどこで明白でありますか、それ以下の下部の協議会につきましては、全く自由に放任されるお考えであるかどうか、それらの指導やそれらの構想につきましては立案者はどういふふうにか考へておるか。私もといはしましては、この地域社会組織というものは町村の末端まであるべきが当然の姿である、それは共同募金の組織が末端であると同じようにやはり下部組織というものがずつとできて行かなければならぬと思つておりますが、それらにつきましての御構想については將來どういふふうな指導方針をとつておられましようか、立法者の御意見を聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(木村忠二郎君) 社会福祉協議会が本来の趣旨が地域社会の組織化という点を中心でございまして、そのためには先ず地域社会としての最小の単位でありますところの町村にこれが設けられることが当然必要なのでございします。でこれらのものが集まりまして、そして府県の社会福祉協議会を作り上げることになり、まあそうしてこゝで以て全体の連絡、調整並びに企画調査といったようなことをいたしまして、そしてこの地域社会の社会福祉事業の計画化をこゝでいたそうというふうにか考へておるようになつてございします。従つて下部の組織ができ上りまして、下から積み上つて来るという形のものでなければならぬことは言うまでもないのでございしますが、そういう実態のものを持ちました場合に共同募金というものがここに併せて置かれる、つまり事業の計画化ということ考へまして、ここに共同募金という制度が実際に設けられるようになる。こういう形をとることにいたしましたので、この法案を立案したわけでございます。従いまして法案に現れたものは、社会福祉協議会が共同募金というものと結び付きをこゝで法文に現わしたわけでございます。従いまして社会福祉協議会の実態というものがこの法文の下に書いてあります。それが、それは只今申しましたような地域社会の組織化という、町村から積み上げて来る組織にしなければならぬというその本質になるわけでございます。そういうふうな形に實際となるように指導いたして参りたいというふうにか考へておるわけでございます。

○山下義信君 最後は町村でございしたかのうちに、この本法に規定いたしました社会福祉事業のうち先刻お尋ねいたしました以外に、更生緊急保護法という更生保護事業が対象から除外されてある。この除外の考へ方もこれは行政系統が違ふからと言へばそれまでであります。これは刑事処分ですと、刑事政策ですることだから社会事業でないという考へ方もあるかも知れません。併しながらこの更生保護事業が社会事業でありますことは世界の通説であります。これはいろいろ刑事制度に關係があるから一応向うへ持つて行つておるが少年法と同じことであるとして、その本質は社会福祉事業であります。ここに除外されてあるのは私も非常に奇異に感ずるのであります。然るに後に至りまして社会福祉協議会の中に入つておる。誠にこれは私も何と申しますか奇異に感じました。我々はこの社会福祉事業法の聖旨を受けんぞ、その代り金は欲しい、こういうふうな形に見えるような氣持がいたしました。非常に不愉快に感ずる。若しこういうことが許されるならば彼此皆除外例を求めて金だけはもらいたい。社会福祉協議会には入りたが、配分にはありつきたい、その代り本法によるところの聖旨や或いは監督やそういうものは關係はない、勝手にやるのだというところは、非常に面白くないと考へるのですが、これは何か理由がありましか。若しお差支えなければどういふ關係でありましたか、我々はとかく法務府系統の不良少年の取扱等におきまして、こういういふわゆる免因保護事業のことにおきましては從來ともこの分野の事業でありなが

ら、とかく厚生省の社会福祉系統との間に、或いは児童で申しますならば、児童福祉關係との間に密接な連絡のなことを遺憾といたしておつたのでございします。これはどういふわけでございますか、これはどういふわけでお差支えなければ承わりたいと思ひます。○政府委員(木村忠二郎君) 更生緊急保護法にいう更生保護事業がその性格が明確でございまして、更生緊急保護法によりまして刑事政策の一端といたしまして、司法保護事業の中の一部を更生保護事業として特別な法制の下におく、而もこれは国からの依託の事業としてやる建前に相成つておるやうでございまして、その面におきましてはやはり社会福祉に關係はございしますけれども非常に刑事政策の面が強く出てるやうでございします。従いましてこれをこの本法から一応除外するということとは或る程度意味があるのではないかとこのように考へる次第であります。司法保護事業全般として考えますれば当然これが一般社会福祉事業でございまして、特にその者が生計が困難でありまして施設の中に收容してそこに生活しなければならぬ者とか、或いは経済保護的な施策を受けなければならぬ者とか、又それに対して生活が困難であるというやうな理由を以ちまして生活の相談に應じたり、金を與へたりするやうなことをいたします場合にはございまして、そういう司法保護的な見地を以てやつておりましてこれが書いてなければ当然本法の中に入るわけでありまして、そういう意味の中にはこの社会福祉事業としてこゝに入るということになるであらうと思つております。更生緊急

急保護法におきましては、出獄いたしましてから六カ月間だつたと思ひますがその六カ月の期間だけ適用されるわけでありまして、六カ月以後になつてしまつてなお司法保護の必要がありますれば、これにつきましては当然生活保護の社会福祉事業のほうに入つて参るというふうに一応考えられるのでございまして、そういうような関係がありまして、どうもそこがところが更生緊急保護法そのものの性格がいまいでありますために、そういうような規定のこの形になつておるのでございまして、これらの点につきましてはなお十分検討を要する点があるのではなからうかというふうに思ふのでございまして、我々といしましては、その点につきましては完全に法務府の意向にそのまま従つたというだけでありまして、特別な意味を我々といしましては持つておらないのであります。

○山下義信君 それでは蛇足でございますが、今の更生緊急保護事業もやはり共同募金の配分を受けます以上は、八十一條の規定に上りまして配分を受けましたのちに一年間は寄附金の募集はして相成らんという、当然この條項の適用を受けるものとこれは蛇足でございますが、それに相違ないと思ひますが如何がでございますか。

○政府委員(木村忠二郎君) これは当然その通りでございます。保護法の適用は受けるわけでございます。

○山下義信君 本日は本法の審議に當りまして私に同僚各議員の御審議の時間を多量に頂戴いたしましたのでございしますが、非常に寛容な態度でお許しを頂きまして感謝いたします。私の質疑は終了いたしました。

○説明員(黒木利克君) 山下議員の御質問中、審議の議事手続その他運営に必要な事項を誰がきめるかという問題についてお答えいたします。現行法を調べてみますと大体三つの態様があるやうでございます。第一は比較的古い法律で、児童福祉法におきましてはこれを命令できめるといふ規定がございまして、その後の更生保護法におきましては更生審議会が会長がこれをきめるという規定がございまして、極く最近のものでは法制審議会令という政令で本法案と同じやうにこれを審議会自体がきめるといふ規定がございまして、これは事務処理の内部規定に過ぎないからむしろ命令できめるといふことは廃止したほうがよろしいといふ法制局の御意見ださうでございまして、本法案におきましてそれによつて審議会自体がきめることにいたしましたわけでございます。

○委員長(河崎ナツ君) ちよつと休憩をさせて頂きまして、進行のことにつきまして御相談頂きます。速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(河崎ナツ君) 速記を始めて下さい。それでは引續き委員会を開きます。それでは今日はこれで閉会いたします。

午後四時六分散会

出席者は左の通り。

委員長 河崎 ナツ君

理事 小杉 繁安君
有馬 英二君

委員 石原幹市郎君
中山 壽彦君

三月十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、予防接種法の一部を改正する法律案

一、結核予防法案

予防接種法の一部を改正する法律案

予防接種法の一部を改正する法律案

予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一章中第六條の次に次の一條を加える。

第六條の二 定期の予防接種を受けるべき者が、その定期内に、市町村長以外の者について当該予防接種を受けたときは、十日以内に、第十九條の二の規定による証明書を書付町村長に提出しなければならぬ。

第八條及び第九條を次のように改める。

第八條 予防接種を受けるべき者は、その定期内に予防接種を受けることができなかった者は、その事故の消滅後一月以内に、当該予防接種を受けなければならない。但し、事故消滅の際当該予防接種を受けるべき定期に該当しているときは、この限りでない。

第十九條中「すべての予防接種」の下に「(第六條の二の規定により証明書の提出を受けた予防接種を含む)」を加える。

第三章中第十九條の次に次の一條を加える。

第十九條の二 予防接種を行つた医師は、予防接種に関する証明書の交付の求めがあつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 第十六條第三項の規定は、前項の証明書の交付についてこれを準用する。

第二十條中「第六号」を「第六條」に改める。

第二十三條中「この法律の定めるところにより、」の下に「予防接種を行つたときは、」を加える。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

第九條 疾病その他やむを得ない事故のため定期内に予防接種を受けることができなかった者は、その事故の消滅後一月以内に、当該予防接種を受けなければならない。但し、事故消滅の際当該予防接種を受けるべき定期に該当しているときは、この限りでない。

第十九條中「すべての予防接種」の下に「(第六條の二の規定により証明書の提出を受けた予防接種を含む)」を加える。

第三章中第十九條の次に次の一條を加える。

第十九條の二 予防接種を行つた医師は、予防接種に関する証明書の交付の求めがあつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 第十六條第三項の規定は、前項の証明書の交付についてこれを準用する。

第二十條中「第六号」を「第六條」に改める。

第二十三條中「この法律の定めるところにより、」の下に「予防接種を行つたときは、」を加える。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

第三章 予防接種(第十三條—第二十一條)

第四章 届出、登録及び指示(第二十二條—第二十七條)

第五章 伝染防止(第二十八條—第三十二條)

第六章 医療(第三十三條—第四十三條)

第七章 結核予防審議会及び結核診療協議会(第四十四條—第四十五條)

第八章 費用(第五十一條—第六十一條)

第九章 罰則(第六十二條—第六十三條)

第十章 雜則(第六十四條—第六十八條)

附則

第一章 總則

(目的) 第一條 この法律は、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図ることによつて、結核が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

(国及び地方公共団体の義務) 第二條 国及び地方公共団体は、結核の予防及び結核患者の適正な医療に努めなければならない。

(医師等の義務) 第三條 医師その他の医療関係者は、前條に規定する国及び地方公共団体の行方業務に協力しなければならない。

第二章 健康診断 (定期の健康診断) 第四條 労働基準法(昭和二十二年

法律第四十九号)第八條に規定する事業又は事務所であつて、政令で定めるもの(以下「事業」という)の使用者(同法第十條に規定する者)をいう。以下同じ。学校(各種学校を含む。修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ)の長又は矯正保護施設その他の施設で政令で定めるもの(以下「施設」という)の長は、それぞれ当該事業において業務に従事する者、当該学校の職員、学生、生徒、児童若しくは幼児又は当該施設に收容されている者に対して、毎年、期日又は期間を指定して、定期の健康診断を行わなければならない。

2 保健所長は、事業(国、都道府県又は保健所を設置する市の行う事業を除く)の使用者又は学校若しくは施設(国、都道府県又は保健所を設置する市の設置する学校又は施設を除く)の長に対し、前項の規定による定期の健康診断の期日又は期間の指定に關して指示することができる。

3 厚生大臣が指定する区域を管轄する市町村長(都の区に存する区域にあつては、保健所長とする。以下同じ)は、その区域内に居住する三十歳未満の者のうち、第一項の健康診断の対象者以外の者に対して、毎年、保健所長(都の区の存する区域及び保健所を設置する市にあつては、都道府県知事)の指示を受け期日又は期間を指定して、定期の健康診断を行わなければならない。

4 使用者又は学校若しくは施設の

長が労働基準法、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)その他の法律又はこれらに基く命令若しくは規則の規定によつて健康診断を行つた場合において、その健康診断が第十二條の規定に基く省令で定める技術的基準に適合するものであるときは、第一項の規定による健康診断を行つたものとみなす。

(定期外の健康診断)

第五條 都道府県知事は、結核予防に必要があると認めるときは、左の各号に掲げる者について、それを受けるべき者及びその期日を指定して、定期外の健康診断を行うことができる。

一 結核に感染し、又は公衆に結核を伝染させるおそれがある業務に従事する者

二 結核まん延のおそれがある場所又は地域において、業務に従事し、又は学校教育を受ける者

三 結核まん延のおそれがある場所又は地域に居住する者又は居住していた者

四 結核患者と同居する者又は同居していた者

(健康診断の方法)

第六條 前二條に規定する健康診断は、ツベルクリン反応検査、エツクス線検査その他省令で定める方法によつて行うものとする。

(受診義務)

第七條 第四條第一項又は第三項の健康診断の対象者は、それぞれ指定された期日又は期間内に、使用者、学校若しくは施設の長又は市町村長の行う健康診断を受けなければならない。

ればならない。

2 第五條の規定により定期外の健康診断を受けるべき者として指定された者は、指定された期日に、都道府県知事の行う健康診断を受けなければならない。

(他で受けた健康診断)

第八條 定期又は定期外の健康診断を受けるべき者が、健康診断を受けるべき期日又は期間満了前三月以内に第十二條の規定に基く省令で定める技術的基準に適合する健康診断を受け、且つ、当該期日又は期間満了の日までに医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施者に提出したときは、定期又は定期外の健康診断を受けたものとみなす。

(定期の健康診断を受けなかつた者)

第九條 疾病その他やむを得ない事故のため定期の健康診断を受けることができなかった者は、その事故が二月以内に消滅したときは、その事故の消滅後一月以内に、健康診断を受け、且つ、その健康診断の内容を記載した医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施者に提出しなければならない。

(健康診断に關する記録)

第十條 健康診断実施者は、この法律の規定によつて健康診断を行ない、又は前二條の規定による診断書その他の文書の提出を受けたときは、遅滞なく、健康診断に關する記録を作成し、且つ、これを保存しなければならない。

2 健康診断実施者は、この法律の規定による健康診断を受けた者から前項の記録の写の交付を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(通報又は報告)

第十一條 健康診断実施者は、この法律の規定によつて健康診断を行つたときは、その健康診断(第八條又は第九條の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む)につき、受診者の数その他省令で定める事項を当該健康診断を行つた場所を管轄する保健所長(その場所が保健所を設置する市の区域内であるときは、保健所長及び市長)を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

(省令委任)

第十二條 この法律の規定によつて行うべき健康診断の実施に關する技術的基準、第八條及び第九條に規定する診断書その他の文書の記載事項並びに健康診断に關する記録の様式及び保存期間は、省令で定める。

第三章 予防接種

(定期の予防接種)

第十三條 第四條第一項又は第三項の規定によつて定期の健康診断を行つた者は、その受診者(第八條の規定により定期の健康診断を受けたものとみなされた者を除く)のうち、ツベルクリン反応が陰性又は疑陽性であつた者に対して、定期の予防接種を行わなければならない。

2 第四條第一項又は第三項の規定

によつて定期の健康診断を行つた者は、第八條の規定により定期の健康診断を受けたものとみなされた者のうち、ツベルクリン反応が陰性又は疑陽性であつた者に対して、すみやかに、期日又は期間を指定してツベルクリン反応検査を行い、且つ、その反応が再び陰性又は疑陽性である者に対して定期の予防接種を行わなければならない。

3 市町村長は、その管轄する区域内に居住する三十歳未満の者のうち、定期の健康診断の対象者以外の者に対して、毎年、保健所長(都の区に存する区域及び保健所を設置する市にあつては、都道府県知事)の指示を受け期日又は期間を指定して、ツベルクリン反応検査を行い、且つ、その反応が陰性又は疑陽性である者に対して、定期の予防接種を行わなければならない。但し、結核患者その他省令で定めるところにより結核に感染していると認められる者に対しては、この限りでない。

(定期外の予防接種)

第十四條 都道府県知事は、結核予防上特に必要があると認めるときは、第五條各号に掲げる者について、それを受けるべき者及びその期日を指定して、ツベルクリン反応検査を行い、且つ、その反応が陰性又は疑陽性である者に対しては、定期外の予防接種を行うことができる。但し、前條第三項但書に規定する者に対しては、この限りでない。

(予防接種を行うべき日)

第十五條 前二條に規定する予防接

種は、ツベルクリン反応を判定した日に行わなければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、その日から二週間をこえない限度において、これを延期することができる。

(ツベルクリン反応検査及び予防接種を受ける義務)

第十六條 第十三條第二項又は第三項のツベルクリン反応検査の対象者及び同條各項の予防接種の対象者は、それぞれ指定された期日又は期間内に、使用者、学校若しくは施設の長又は市町村長の行うツベルクリン反応検査又は予防接種を受けなければならない。

2 第十四條の規定によりツベルクリン反応検査を受けるべき者として指定された者は、指定された期日に、都道府県知事が行うツベルクリン反応検査を受け、且つ、その反応が陰性又は疑陽性であったときは、さらに、都道府県知事が行う予防接種を受けなければならない。

(他で受けたツベルクリン反応検査及び予防接種)

第十七條 前條の規定によりツベルクリン反応検査を受けるべき者が、その検査を受けるべき期日若しくは期間満了前三月以内にツベルクリン反応検査を受け、且つ、当該期日若しくは期間満了の日までに医師の証明書その他その反応が陽性であったことを証明する文書を当該ツベルクリン反応検査の実施者に提出したとき、又は当該期日若しくは期間満了前三月以内に予防接種を受け、且つ、当該期日

若しくは期間満了の日までに医師の証明書その他その旨を証明する文書を当該ツベルクリン反応検査の実施者に提出したときは、前條の規定によるツベルクリン反応検査又は予防接種を受けたものとみなす。

2 前項の規定は、その受けたツベルクリン反応検査又は予防接種が、それぞれ第二十一條の規定に基く省令で定める技術的基準に適合するものである場合に限つて、適用する。

(定期の予防接種を受けなかつた者)

第十八條 疾病その他やむを得ない事故のため第十三條の規定によるツベルクリン反応検査又は予防接種を受けることができなかった者は、その事故が二月以内に消滅したときは、その事故の消滅後一月以内に、ツベルクリン反応検査を受け、且つ、その反応が陰性又は疑陽性であるときは、直ちに予防接種を受けなければならない。

2 前項のツベルクリン反応が陽性であったとき、又は同項の予防接種を受けたときは、その者は、医師の証明書その他その旨を証明する文書を、当該ツベルクリン反応検査又は予防接種の実施者に提出しなければならない。

(ツベルクリン反応検査及び予防接種に関する記録)

第十九條 予防接種実施者は、この法律の規定によつてツベルクリン反応検査若しくは予防接種を行い、又は前二條の規定による証明書の提出を受けたときは、遅滞な

く、ツベルクリン反応検査又は予防接種に関する記録を作成し、且つ、これを保存しなければならない。

2 予防接種実施者は、この法律の規定によるツベルクリン反応検査又は予防接種を受けた者から前項の記録の写の交付を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(通報又は報告)

第二十條 第十一條の規定は、予防接種実施者がこの法律の規定によつて予防接種を行つた場合に準用する。

(省令委任)

第二十一條 この法律の規定によつて行うべきツベルクリン反応検査及び予防接種の実施に関する技術的基準、第十七條及び第十八條に規定する証明書の記載事項並びにツベルクリン反応検査及び予防接種に関する記録の様式及び保存期間は、省令で定める。

第四章 届出、登録及び指示

第二十二條 医師は、診察の結果受診者が結核患者であると診断したときは、二日以内に、その患者について省令で定める事項を、もよりの保健所長に届け出なければならない。

2 保健所長は、その管轄する区域内に居住する者以外の者について前項の届出を受けたときは、その届出の内容を、当該患者の居住地を管轄する保健所長に通報しなければならない。

(病院管理者の行う届出)

第二十三條 病院の管理者は、入院している結核患者が退院したときは、七日以内に、その患者について省令で定める事項を、もよりの保健所長に届け出なければならない。

2 前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(保健所長の行う登録)

第二十四條 保健所長は、その管轄区域内に居住する結核患者について、前二條の規定による届出又は通報を受けたときは、省令で定める様式に従い、結核患者登録票を作成しなければならない。

(家庭訪問指導)

第二十五條 保健所長は、前條の規定により登録した結核患者について、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、保健婦又はその他の職員をして、患者の家庭を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。

(結核患者等に対する医師の指示)

第二十六條 医師は、結核患者を診療したときは、本人又はその保護者(親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ)若しくは現にその患者を看護する者に対して、消毒、隔離その他省令で定める伝染病防止に必要な事項を指示しなければならない。

2 死亡診断等における医師の指示

第二十七條 医師は、結核を伝染させるおそれがある患者の死亡を診断したとき、又は結核を伝染させるおそれがある患者の死体を検案したときは、死体のある場所を管理する者又はその代理をする者に

対して、消毒その他の省令で定める伝染病防止に必要な事項を指示しなければならない。

第五章 伝染防止

(伝染禁止)

第二十八條 都道府県知事は、この法律に規定する健康診断の結果結核を伝染させるおそれが著しいと認められる患者に対し、期間を定めて、接客業その他公衆に結核を伝染させるおそれがある業務であつて省令で定めるものに従事することを禁止することができる。

2 都道府県知事は、労働基準法の適用を受ける事業で業務に従事する者に対して前項の処分をしようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の区域を管轄する都道府県労働基準局長と協議しなければならない。

(入所命令)

第二十九條 都道府県知事は、結核患者がその同居者に結核を伝染させるおそれがある場合において、これを避けるため必要があると認めるときは、その患者又はその保護者に対し、期間を定めて、結核療養所(結核患者を收容する施設を有する病院を含む。以下同じ)に入所し、又は入所させることを命ずることができる。

2 国若しくは地方公共団体の開設する結核療養所又は第六十條の規定によつて国庫の補助を受けた法人の開設する結核療養所の管理者は、都道府県知事から前項の規定により入所し、又は入所させることを命じた旨の通知があつた場合において、当該患者又はその保護

者が入所を申し込んだときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(家庭の消毒等)

第三十條 都道府県知事は、結核を伝染させるおそれがある患者又はその死体がある場所又はあつた場所について、家庭の消毒、患者の隔離その他省令で定める伝染防止に必要な措置をとるべきことを患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者に命じ、又は当該職員にこれらの措置をとらせることができる。

(物件の消毒廃棄等)

第三十一條 都道府県知事は、結核予防上必要があると認めるときは、結核患者が使用し、又は接触した衣類、寝具、食器その他の物件で、結核菌に汚染し、又は汚染した疑があるものについて、その所持者に対し、授與を制限し、若しくは禁止し、消毒を命じ、若しくは消毒によりがたい場合に廃棄を命じ、又は当該職員にその物件を消毒し、若しくは消毒によりがたい場合に廃棄させることができる。

2 都道府県は、前項の規定による制限、禁止又は廃棄によつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 前項の規定により補償を受けようとする者は、省令で定める手続に従ひ、都道府県知事にこれを請求しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償す

べき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

5 前項の決定に不服がある者は、その通知を受けた日から六十日以内に、裁判所に対し、訴をもつてその増額を請求することができる。

(質問及び調査)

第三十二條 都道府県知事は、前二條の規定を実施するため必要があるときは、当該職員をして結核患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は結核菌に汚染し、若しくは汚染した疑がある物がある場所に立ち入り、結核患者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解釈されてはならない。

第六章 医療

(結核療養所の設置及び拡張の勧告)

第三十三條 厚生大臣は、必要があると認めるときは、都道府県、市その他必要と認める地方公共団体に對して、結核療養所の設置及び拡張を勧告することができる。

(一般患者に対する医療)

第三十四條 都道府県は、結核の適正な医療を普及するため、その区域内に居住する結核患者が第三十六條の規定により指定された病院又は診療所(以下「指定医療機関」と

いう。)で省令で定める医療を受けるために必要な費用について、当該患者又はその保護者の申請により、その二分の一を負担することができる。但し、当該患者が、未復員者給與法(昭和二十二年法律第八十二号)又は特別未復員者給與法(昭和二十三年法律第二百七十九号)の規定によつて医療を受けることができる者であるときは、この限りでない。

(指定医療機関)

2 前項の申請は、当該患者の住所地を管轄する保健所長を経由し、都道府県知事に對してしなければならない。

3 都道府県知事は、前項の申請に對して決定をするには、当該保健所に置かれた結核検査協議会の意見をきかなければならない。

4 第一項の申請があつてから六月を経過したときは、当該申請に基づく費用の負担は、打ち切られるものとする。

(従業禁止、命令入所患者の医療)

第三十五條 都道府県は、都道府県知事が第二十八條の規定により従業を禁止し、又は第二十九條の規定により結核療養所に入所し、若しくは入所させることを命じた場合において、当該患者が生活保護法の適用を受ける者であるとき、その他経済的事情により医療を受けることが困難であると認められるときは、当該患者が指定医療機関で受ける医療に要する費用について、当該患者又はその保護者の申請により、その全部又は一部を負担することができる。但し、当該患者が、未復員者給與法又は特

別未復員者給與法の規定によつて医療を受けることができる者であるときは、この限りでない。

(指定医療機関)

第三十六條 厚生大臣は、国が開設した病院又は診療所について、その主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院又は診療所について、開設者の同意を得て、前二條に規定する医療を担当させる機関を指定する。

2 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、懇切丁寧に、前二條の規定により都道府県が費用を負担する結核患者の医療を担当しなければならない。

3 指定医療機関は、前二條に規定する医療について、省令で定めるところに従ひ都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

4 指定医療機関は、三十日以上の子告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

5 指定医療機関が第二項若しくは第三項の規定に違反したとき、又は診療科目の変更等により前二條に規定する医療を行うについて不適当であると認められるに至つたときは、厚生大臣が指定した医療機関については、厚生大臣、都道府県知事が指定した医療機関については、都道府県知事は、その指定を取り消すことができる。

6 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対して、弁明の機会を與えなければならない。この場合において、あらかじめ、書面をもつて、

弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

(社会保険及び生活保護との関係)

第三十七條 第三十四條第一項の規定による費用の負担を受ける結核患者が、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)又は国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)(以下「社会保険各法」という。)の規定による被保険者、労働者、組合員又は被扶養者(以下「被保険者等」という。)である場合においては、被保険者又は共済組合(以下「保険者等」という。)は、社会保険各法の規定によつてなすべき給付のうち、その医療に要する費用の二分の一をこえる部分については、給付をなすことを要しない。

2 第三十四條第一項の規定により費用の負担を受ける結核患者が、生活保護法の規定による医療扶助を受けることができる者であるときは、その医療に要する費用は、都道府県が同條同項の規定によりその二分の一を負担し、その残部につき同法の適用があるものとする。

3 第三十五條に規定する患者が、社会保険各法の規定による被保険者である場合においては、都道府県は、当該患者が社会保険各法の規定により受けることができる給付の限度において、同條の費用を

負担しない。

(診療報酬の請求)

第三十八條 指定医療機関は、診療報酬のうち、第三十四條第一項又は第三十五條の規定により都道府県が負担する費用を、都道府県に請求するものとする。

2 都道府県は、前項の費用を当該指定医療機関に支払わなければならない。

3 都道府県は、前項の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は省令で定める者に委託することができる。

(診療報酬の基準)

第三十九條 指定医療機関が行う第三十四條及び第三十五條に規定する医療に関する診療報酬は、指定医療機関が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ)に国民健康保険(特別国民健康保険組合又は社団法人の行うものを除く。以下同じ)が行われているときは、その診療報酬の例により、指定医療機関が所在する市町村に国民健康保険が行われていないときは、健康保険の診療報酬の例によるものとする。

2 前項に規定する診療報酬の例によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療報酬は、厚生大臣が結核予防審議会に諮問して定めるところによる。

(保険者等の行う申請)

第四十條 結核患者が被保険者等である場合においては、第三十四條第一項の申請は、同條同項に規定する者の外、保険者等も行うこと

ができる。

(急迫時の特例)

第四十一條 都道府県は、その区域内に居住する結核患者が、急迫した事情があるため、第三十四條第一項の申請をしないで同條同項の規定に基き省令で定める医療を受けた場合においては、当該患者又はその保護者の申請により、第三十九條の例により算定した診療報酬の額の二分の一をこえない限度において、当該医療に要した費用の二分の一に相当する額の医療費をこれに支給することができる。

2 第三十四條第二項及び第三項までの規定は、前項の申請に準用する。

3 第一項の医療費は、当該患者が当該医療を受けた当時それが必要であつたと認められる場合に限り、支給するものとする。

4 第三十七條第一項の規定は、第一項の医療費の支給を受ける者が社会保険各法の規定による被保険者等である場合に準用する。

(報告の請求及び検査)

第四十二條 都道府県知事は、第三十四條第一項及び第三十五條に規定する費用の負担を適正ならしめるため必要があると認めるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て実施に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに應ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同

項の同意を拒んだときは、都道府県は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

(省令委任)

第四十三條 この法律に規定するものの外、第三十四條第一項及び第三十五條の申請の手続、第三十八條の診療報酬の請求並びに支払及びその事務の委託の手續その他この章で規定する費用の負担に關して必要な事項は、省令で定める。

第七章 結核予防審議会及び結核診療協議会

(結核予防審議会)

第四十四條 厚生大臣の諮問に應じ、結核の予防及び結核患者の医療に関する重要事項を調査審議させるため、厚生大臣の監督に属する結核予防審議会を置く。

2 結核予防審議会は、関係各大臣に意見を具申することができる。

(委員)

第四十五條 結核予防審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 特別な事項を調査審議するため、必要があるときは、結核予防審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、関係行政庁の職員、結核の予防又は結核患者の医療若しくは保護に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、厚生大臣が任命する。

4 委員のうちから互選された者は、委員長として会務を総理する。

5 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

6 委員(関係行政庁の職員のうちから任命された委員を除く。)の任期は、二年とする。

(庶務)

第四十六條 結核予防審議会の庶務は、厚生省公衆衛生局において処理する。

(運営)

第四十七條 この法律に規定するものの外、議事の手続その他結核予防審議会の運営に關し必要な事項は、結核予防審議会が定める。

(結核診療協議会)

第四十八條 都道府県知事の諮問に應じ、第三十四條第一項の申請に關する必要な事項を審議させるため、各保健所に結核診療協議会を置く。

2 結核診療協議会は、都道府県知事の監督に属する。

(委員)

第四十九條 結核診療協議会は、委員五人で組織する。

2 委員は、関係行政庁の職員及び結核の予防又は結核患者の医療に關する事業に従事する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 委員(関係行政庁の職員のうちから任命された委員を除く。)の任期は、二年とする。

5 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三條の規定は、委員の給與に準用する。

(政令委任)

第五十條 この法律に規定するものの外、議事の手続その他結核診療協議会の運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第八章 費用

(都道府県の支弁すべき費用)

第五十一條 都道府県は、左に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第四條第一項の規定により、その行う事業の使用若しくは施設の設置する学校若しくは施設の長が行う定期の健康診断に要する費用

二 第五條の規定により、都道府県知事が行う定期外の健康診断に要する費用

三 第三十三條第一項又は第二項の規定により、その行う事業の使用若しくは施設の長が行うツベルクリ反応検査及び定期の予防接種に要する費用

四 第四十四條の規定により、都道府県知事が行うツベルクリ反応検査及び定期外の予防接種に要する費用

五 第三十條又は第三十一條第一項の規定により、都道府県知事が当該職員をしてとらせた措置に要する費用

六 第三十一條第二項の規定による損失の補償に要する費用

七 第三十四條第一項の規定により負担する費用

八 第三十五條の規定により負担する費用

九 第四十一條第一項の規定による医療費の支給に要する費用

(市町村の支弁すべき費用)

第五十二條 市町村は、左に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第四條第一項の規定により、

その行う事業の使用者又はその設置する学校若しくは施設の長が行う定期の健康診断に要する費用

二 第四條第三項の規定により、市町村長が行う定期の健康診断に要する費用

三 第十三條第一項又は第二項の規定により、その行う事業の使用者又はその設置する学校若しくは施設の長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

四 第十三條の規定により市町村長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

(都に關する特例)

第五十三條 都の區の存する區域については、左に掲げる費用は、前條の規定にかかわらず、都が支弁しなければならぬ。

一 第四條第三項の規定により、保健所長が行う定期の健康診断に要する費用

二 第十三條の規定により、保健所長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

(事業主の支弁すべき費用)

第五十四條 事業(國、都道府県又は市町村の行う事業を除く)の事業主は、左に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第四條第一項の規定により、事業の使用者が行う定期の健康診断に要する費用

二 第十三條第一項又は第二項の規定により、事業の使用者が行うツベルクリン反応検査及び定

期の予防接種に要する費用
(学校又は施設の設置者の支弁すべき費用)

第五十五條 学校又は施設(國、都道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除く)の設置者は、左に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第四條第一項の規定により、学校又は施設の長が行う定期の健康診断に要する費用

二 第十三條第一項又は第二項の規定により、学校又は施設の長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

(都道府県の補助)

第五十六條 都道府県は、左に掲げる費用に対して、政令で定めるところにより、その三分の二を補助しなければならない。

一 第五十二條各号の費用(市町村の行う事業の使用者が行う健康診断に要する費用を除く)

二 第五十四條第二号の費用

三 前條各号の費用

(国庫の補助)

第五十七條 国庫は、左に掲げる費用に対して、政令で定めるところにより、その二分の一を補助しなければならない。

一 第三十三條の規定により、厚生大臣が都道府県、市その他の地方公共団体に対して設置又は拡張を勧告した結核療養所の設置、拡張及び運営に要する費用

二 第五十一條各号の費用(都道府県が行う事業の使用者が行う健康診断に要する費用を除く)

三 前條の規定により、都道府県

が補助する費用

第五十八條 国庫は、第五十三條各号の費用に対して、政令で定めるところにより、その三分の一を補助しなければならない。

第五十九條 国庫は、都道府県又は市町村に対して、政令で定めるところにより、その開設する結核療養所(第三十三條の規定により、厚生大臣が設置又は拡張を勧告したものを除く)の設置、拡張及び運営に要する費用の二分の一を補助することができる。

第六十條 国庫は、結核療養所を開設する営利を目的としない法人に対して、政令で定めるところにより、その結核療養所の設置、拡張及び運営に要する費用の二分の一以内を補助することができる。

(実費の徴収)

第六十一條 健康診断実施者(使用者を除く)又は予防接種実施者は、この法律の規定により健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を行った場合においては、政令で定めるところにより、当該健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を受けた者(第八條又は第十七條第一項の規定により、健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を受けたもののみなされた者を除く)又はその保護者から、その実費を徴収することができる。但し、その者が経済的事情により、その費用の全部又は一部を負担することが困難であると認められる場合においては、その全部又は一部については、この限りでない。

第九章 罰則

第六十二條 この法律の規定による健康診断、ツベルクリン反応検査若しくは予防接種の実施の事務に従事した者又は結核療養所協議会の委員若しくはその職にあつた者か、その実施又は職務執行に關して知得した医師の業務上の秘密又は個人の心身の欠陥その他の秘密を正当の理由なしに漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第六十三條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第七條第二項又は第十六條第二項の規定に違反した者

二 第二十二條第一項の規定による届出を怠つた医師

三 第二十六條又は第二十七條の規定に違反した医師

四 第二十八條第一項、第三十條又は第三十一條第一項の規定による都道府県知事の命令に従わなかつた者

五 第三十條から第三十二條までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ又は忌避した者

六 第三十二條第一項の規定による当該職員の質問に対し、虚偽の答弁をした者

七 第五條の規定による健康診断又は第十四條の規定によるツベルクリン反応検査若しくは予防接種について、次條の規定に違反した者

第十章 雜則

(保護者の義務)

第六十四條 この法律の規定により健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を受けるべき者が十六歳未満の者又は禁治産者であるときは、その保護者において、その者に健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を受けさせるために必要な措置を講じなければならない。

(代執行)

第六十五條 都道府県知事は、事業(國、都道府県又は保健所を設置する市)の行う事業を除く)の使用者又は学校若しくは施設(國、都道府県又は保健所を設置する市の設置する学校又は施設を除く)の長が、第四條第一項の規定による健康診断、第十三條第二項の規定によるツベルクリン反応検査又は同條第一項若しくは第二項の規定による予防接種を行わぬか、又は行つても十分でないか認めるときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の例により、みずから健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を行い、その費用を当該事業の事業主又は学校若しくは施設の設置者から徴収することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により健康診断又はツベルクリン反応検査を行つたときは、さらに予防接種を行い、また、予防接種を行うに当つては、あらかじめツベルクリン反応検査を行い、その費用を当該事業の事業主又は学校若しくは施設の設置者から徴収することができる。

(他の行政庁との協議)

二五

第六十六條 保健所長は、第四條第二項の規定により、労働基準法の適用を受ける事業の使用若しに対し指示をするに当つては、あらかじめ、当該事業の所在地を管轄する労働基準監督署長と協議しなければならぬ。

2 保健所長は、教育委員会の所管に属する学校については、第四條第二項の指示に代えて、その指示すべき事項を当該教育委員会に通知するものとする。

3 教育委員会は、前項の通知があつたときは、必要な事項を当該学校に指示するものとする。

4 都道府県知事は、第五條、第十四條又は前條の規定によつて、労働基準法の適用を受ける事業で業務に従事する者又は学校の職員、学生、生徒、児童若しくは幼児を主たる対象として健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を行つたに当つては、あらかじめ、それぞれ当該事業の所在地を管轄する都道府県労働基準局長又は当該学校の所轄庁と協議しなければならぬ。

(訴願)

第六十七條 第二十八條から第三十一條までの規定による都道府県知事の命令に不服がある者は、厚生大臣に訴願することができる。

(保健所を設置する市)

第六十八條 保健所を設置する市にあつては、第五條、第十四條、第三十條、第三十一條第一項、第三十二條第四項、第三十三條第二項及び第三十四條第二項、第四十八項、第四十二條第一項、第四十八

條第一項及び第二項、第四十九條第二項、第五十一條第二項、第四十号及び第五十号、第六十三條第四号、第六十五條、第六十六條第四項並びに前條中「都道府県知事」とあるのは「市長」と、第三十一條第二項、第三十四條第一項、第三十六條第二項、第三十七條第二項、第三十八條、第四十一條第一項、第四十二條第二項並びに第五十一條中「都道府県」とあるのは「市」と読み替へるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。但し、第三十四條及び第三十五條の規定は、同年十月一日から施行する。

(旧結核予防法の廃止)

2 結核予防法(大正八年法律第二十六号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

(伝染病届出規則の一部改正)

3 伝染病届出規則(昭和二十二年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

第一條第十二号を次のように改める。

一二 削除
第五條中「結核、」及び「結核予防法、」を削る。

4 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

改正する。
第二條第二項第六号を次のように改める。

六 削除

第十四條を次のように改める。

第十四條 削除

第十八條中「若しくは」を「又は」に改め、「又は結核にかかつて」を「又はツベルクリン反応の陽性の者で省令で定めるもの」を削る。

(届出に関する経過規定)

5 旧法第一條又は伝染病届出規則第一條第十二号の規定によつてなされた届出は、第二十二條の規定によつてなされた届出とみなす。

(従業禁止に関する経過規定)

6 この法律の施行の際、現に旧法第四條第一項第二号の規定によつて、職業に従事することを禁止されてゐる結核患者は、第二十八條の規定によつて禁止されてゐる者とみなす。

(罰則に関する経過規定)

7 この法律の施行前になした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

8 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「意見を述べることが出来る。」を「意見を述べ、また、結核予防法(昭和二十六年法律第 号)第三十八條第三項の規定により指定医療機関に対する診療報酬の支払事務を委託されたときは、その支払に必要な

事務を行うことができる。」に改め、同條第三項中「(前項の場合においては都道府県知事)の下に」を「又は保健所を設置する市の市長」を加へる。

第十四條第二項中「七人以下」を「九人以下」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

9 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九條の表中、栄養士試験審査会の項の次に次の一項を加へる。

結核予防 厚生大臣の諮問に依りて、結核の予防及び結核患者の医療に関する重要事項を調査審議すること。

三月十七日本委員会に左の事件を付託された。

一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(第一一五六号)

一、戦争犠牲者遺族の国家補償に関する請願(第一一九三三号)

一、がん治療法研究費国庫補助に関する請願(第一一九四号)

一、覚せい剤の製造および販売禁止または制限に関する請願(第一一九五号)

一、結核患者の生活擁護に関する請願(第一一九六号)

一、乳、乳製品および類似乳製品の成分規格等に関する省令中一部改正に関する請願(第一一九七号)

一、国立療養所療養患者に衣料品配給の請願(第一二二二二号)

一、生活保護法と未復員者給與法、特別未帰還者給與法との調整に関する請願(第一二二二五号)

一、国立療養所附費予算増額に関する請願(第一二二六号)

一、国立療養所入所費第取扱細則第三條大巾適用に関する請願(第一二二八号)

一、放射線技師法制定に関する請願(第一二二七号)

一、新宿御苑内に国民プール建設の請願(第一三〇八号)

一、新医療法実施延期等に関する請願(第一三〇九号)

一、結核コロニー建設に関する請願(第一三二〇号)

一、結核対策に関する請願(第一三二二号)

一、患者家族の検診反対等に関する陳情(第一三二二二号)

一、医業分業制度確立に関する陳情(第一三二二二号)

第一一五六号 昭和二十六年三月三日受理

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(四通)

請願者 愛知県西加茂郡石野村大字小峯遺友会内

成瀬文一外四千八十八名

紹介議員 草葉園君

戦争犠牲者遺族の援護強化に關して、第五国会において決議されたことは遺族一同喜びにたえないところであるが、この決議の具現については失望せざるを得ない実情であるから、これら遺族の窮状を救済するため、(一)戦没者は公務のために死没したことを再確

認して国家が慰霊の行事を行うこと、
(二)遺族に弔慰金を支給すること、
(三)困窮遺族を援護すること、(四)遺族の子女に対する育英資金制度の活用等の対策を講ぜられたいとの請願。

第一一九三号 昭和二十六年三月五日受理
戦争犠牲者遺族の国家補償に関する請願
請願者 山口市八幡馬場一九
吉富幸助外十二万六千
五百七十二名
紹介議員 重宗雄三君 中川以良君

戦争犠牲者遺族に対する国家補償として、遺族見舞金支給に関する法律を制定されたいとの請願。

第一一九四号 昭和二十六年三月五日受理
がん治療法研究費国庫補助に関する請願
請願者 東京都世田ヶ谷区松原
四ノ一四九蓮見博士
研究後援会内 大川純平

紹介議員 山田節男君 谷口弥三郎君 河崎ナツ君

今日まで全く不治の病としておそれられていたがんの研究に全私財を投じて、最近ようやくその治療法に光明をもたらした蓮見博士の研究を促進して、不びんなこれらの患者を一日も早く絶望のどん底から救い出すために、がん治療法研究費国庫補助の措置を講ぜられたいとの請願。

第一一九五号 昭和二十六年三月五日

日受理
覚せい剤の製造および販売禁止または制限に関する請願(六通)

請願者 東京都渋谷区原宿三ノ二六六中央社会福祉協議会内 田子一民外七十三名

紹介議員 中山壽彦君

最近浮浪児や青少年の間に覚せい剤中毒患者が多く、これが社会問題として世論の注視をあびていることは既知の通りであるが、その弊害がはなはだしいので本邦の取扱を厳重にし、製造ならびに販売禁止もしくは制限を行うよう強力な法的措置を講ぜられたいとの請願。

第一一九六号 昭和二十六年三月五日受理

結核患者の生活擁護に関する請願

請願者 茨城県鹿島郡野村白十字農園寮友会内 石川進

紹介議員 菊田七平君

結核は亡国病といわれているが、その対策時に万善の処置を取れば治るものである。しかるに療養施設および社会保障制度等に不備な点が多く、また患者および家族は長期療養を必要とするため生活が苦しい上に結核患者なるが故にかく首を余儀なくされるので、結核患者は無理な就職をして益々悪化まん延している実情であるから、(一)結核患者生活擁護のために、結核患者をかく首退職させないこと、(二)健康保険給付期間を三箇年に延長すること、(三)アフター・ケア施設を確立すること等を実現せられたいとの請願。

第一一九七号 昭和二十六年三月五日受理

乳、乳製品および類似乳製品の成分規格等に関する省令中一部改正に関する請願
請願者 埼玉県大里郡八基村大字下手町九七〇 松村亮一外二十八名

紹介議員 石川榮一君

昭和二十五年十月公布の乳、乳製品および類似製品の成分規格等に関する省令中、市乳に関する事項は実行困難であり、かつ実情に即しない点があつて、取締りが強行されると業者は営業不能に陥ることが明らかであるから、(一)同省令の実施を一箇年延期すること、(二)牛乳処理設備等の経費に対し融資の途を講じその対象を個人まで拡張すること、(三)別表二のCの保存温度を攝氏十五度以下とすること等同省令の一部を改正せられたいとの請願。

第一二一二号 昭和二十六年三月六日受理

国立療養所療養患者に衣料品配給の請願

請願者 兵庫県有馬郡三輪町国立療養所春霞園内 木原富夫外五百三十名

紹介議員 藤森眞治君

長期療養をしていく結核入院患者の大部分は社会保険、生活保護法等によつて療養を続けているが現行生活保護法の超現実的な最低基準額では、これらの入院患者の最も痛切に必要を感じる病衣、肌着、毛布、蒲団等の購入は到底不可能な実情にあるから、衣料品の大巾放出と生活困窮者へのララ衣料等の配給を行われたいとの請願。

第一二一五号 昭和二十六年三月六日受理

生活保護法と未復員者給與法、特別未帰還者給與法との調整に関する請願
請願者 群馬県前橋市北曲輪町群馬県復興引揚促進家族連盟会内 北川光雄

紹介議員 鈴木強平君

生活保護法による生活扶助の受給者が、未復員者給與法ならびに特別未帰還者給與法による給與を支給される場合、その取扱上、両法の給與が一般所得と同様にみなされ生活扶助額を減額される事例があるから、かかる矛盾を改められたいとの請願。

第一二一六号 昭和二十六年三月六日受理

国立療養所附費予算増額に関する請願

請願者 兵庫県有馬郡三輪町国立療養所春霞園内 木原富夫外五百三十名

紹介議員 藤森眞治君

国立療養所の附費は一日一人当り六十九円で、入院患者は毎月補食費として月千五百円から千七百円を必要とする現状で、長期療養者の生活は非常に苦しい実情であるから、国立療養所の附費を少くとも百八十円程度に増額せられたいとの請願。

第一二一八号 昭和二十六年三月六日受理

国立療養所入所費等取扱規則第三條によれば、生計事情が生活保護法の対象となるべき状態にある者で、他の方法によつても療養費が支出できない者に於いては、入所費を免除できることになつては、かかるに最近における療養所側の方針は、この第三條患者を極力なくして行く方向を取り、現に入院している者でも入所費免除を打ち切られていく実情にあることは、由々しい社会問題であるから、生活困窮者の療養生活を保護するため、国立療養所入所費等取扱規則第三條の大巾適用を実現せられたいとの請願。

第二二二七号 昭和二十六年三月六日受理

放射線技師法制定に関する請願

請願者 東京都千代田区神田三崎町財団法人結核予防会内日本放射技師会内 田坂清一

紹介議員 中山壽彦君 藤森眞治君 谷口弥三郎君

医療従事者は、その技術能力が直接人命に影響するから、総じて国家試験を課し、その従業資格が限定されているが、独りエックス線技術者だけは未だに国法の制定を見ないのは遺憾であるから、国民保健の向上のために、放射線技師法の制定を促進せられたいとの請願。

第一三〇八号 昭和二十六年三月八日受理

新宿御苑内に国民プール建設の請願
請願者 東京都中野区江古田三ノ七五六青木方 岩橋

治彦外十三名

紹介議員 木村守江君 加藤武徳君

学徒および学校の教官に対し、水泳の修練を実施することは、文化国家の建設と国民の保健上極めて必要であるから、新宿御苑内の一部荒地に国民プールを建設せられたいとの請願。

第一三〇五号 昭和二十六年三月八日受理

新医療法実施延期等に関する請願
請願者 北海道函館市会所町五
六函館市医師会内 竹田侃一郎

紹介議員 有馬英二君

新医療法によると本年十月からは、二十床以上の入院設備のない医院または診療所では入院患者を四十八時間以上收容することができなくなるが、現在このような、医院または診療所に入院している患者が六万からいて、急速にこれらの人々を收容する官、公、私立病院を新設することは不可能である。また山間へき地の住民は、多額の出資をして遠方の病院まで行かなければ入院できず、一般民衆の重病、その他保険上からも、はなはだ悪い結果を招くことになるから、本法実施に当つては、立派な医療機関の施設ができるまで延期されたいとの請願。

第一三一〇号 昭和二十六年三月八日受理

結核コロニー建設に関する請願

請願者 北海道亀田郡七飯村国立北海道第一療養所
内 竹内肇外五百二十五名
紹介議員 有馬英二君

近代医学の進歩に伴い、結核に対する予防、治療面がいちじるしく改革されたが、結核の特性からして後保護施設の活用が極めて重要である。しかるに後保護施設の集合である結核コロニーの設備がないのは、わが国の結核対策上極めて遺憾であるから、すみやかに結核コロニーを建設せられたいとの請願。

第一三二二号 昭和二十六年三月九日受理

結核対策に関する請願
請願者 青森県東津軽郡野内村
久栗坂国立療養所臨浦園内 堤弥太郎

紹介議員 工藤鐵男君

亡国病と称せられてゐる結核対策の万全を期するために、(一)生活保護法の最低基準の引上げ、(二)災害により喪失せる医療施設の完全復旧、(三)医師、看護婦の早急増員、(四)完全給食、(五)患者に対する療養資金の支給、(六)アフタ、ケアの早急実施、(七)家族に対する生活保護および予防費の支給等の措置を講ぜられたいとの請願。

第二三二一号 昭和二十六年三月三日受理

陳情者 東京都南多摩郡所沢全
生園内全国国立立
養所患者協議会内 渡辺清三郎

さきらい入園者は、家族の検診中止、取扱の注意、患者の秘密保持等について、関係当局に陳情してきた

が、いまだ、これ等のことが衛生係官の末端に行き渡っていないため、その後発生したらい患者の家族に対して誠に憂慮に耐えない事態が発生している実情であるから、(一)らい家族検診の絶体反対、(二)らい患者発生の際の患者ならびに家族の取扱、(三)らい患者の家族の生活保護、(四)らいに対する衛生、医療知識の普及等についての考慮を払われたいとの陳情。

第二六二二号 昭和二十六年三月九日受理

医薬分業制度確立に関する陳情
陳情者 岐阜市矢島町二ノ六一
日本薬政会岐阜県支部内 青木良次

医薬分業制度は、現在の医療制度を合理化して、公衆衛生に寄与するところが多いから、先般の米國薬事便節団の勧告等の趣旨を考慮されて、すみやかに本制度の確立を実現せられたいとの陳情。